

新興宗教「創価学会」と離脱僧らの
再度の邪難を摧破す

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

目次

はじめに	1
一、御法主上人の血脈相承への誹謗について	4
(1) 創価学会の血脈に関する自語相違	4
(2) 日達上人の後継に関する件	8
(3) 当日の時間帯について	10
(4) 「奥番日誌」について	11
(5) 河辺メモの件	12
(6) 日達上人からの御相承の件	14
(7) 御相承に対するその他の誹謗	15
(8) 山崎正友氏の発言について	16
(9) 裁判に関するごまかしの見解について	20
(10) 日達上人への誹謗について	21

二、大謗法の創価学会流「血脈論」	25
(1) 血脈断絶の言こそ許されざる謗法行為	25
(2) 血脈法水に対する筋違いな批判	28
(3) 若年の御法主に対する不信心極まる誹謗	29
(4) 要法寺出身の御法主上人についての誹謗	30
(5) 日精上人に対する事実誤認の大謗法	32
(6) 日正上人・日開上人に対する不知恩の誹謗	34
(7) 日恭上人に対する誹謗こそ不知恩の極み	37
(8) 近世御歴代上人への許されぬ誹謗	42
(9) 大謗法の創価学会流「血脈ワープ論」	45
(10) ニセ本尊の創価学会は、広宣流布もニセ広布	48
三、立宗三月・四月説は相伝の深義	50
四、日頭上人の御指南は御報恩の一念	54
五、無実の日頭上人を誹謗する創価学会の虚言	57

六、創価学会こそ信心なき守文の徒……………	59
七、『年中行事』が語る真実……………	62
八、「三月内証宣示」に関する邪難はすべて不当……………	68
(1)「三月内証宣示」は宗開両祖の御教示……………	68
(2)真の報恩は広布の礎三十万総登山にあり……………	69
(3)他宗の僧の参詣許可は本宗の化儀……………	71
(4)大石寺近辺の神社は謗法にあらず……………	71
(5)富士年表に関する渡辺慈済の呆れた虚言……………	72
九、布教書籍の内容は信徒の信行増進のため……………	75
十、創価学会には六師外道も顔負け……………	77
十一、「夢根本」は創価学会の言いがかり……………	82
おわりに……………	85

新興宗教「創価学会」と離脱僧らの

再度の邪難を摧破す

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

はじめに

この度、新興宗教「創価学会」の走狗となり、自称「日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟」を名乗る邪悪なる貴殿ら離脱僧は、不遜にも『「邪義班」を装う小心者の偽法主・日頭（上人）の妄説をことごとく粉碎する』などと題する邪論を、御法主日頭上人猥下を始めとして、宗内各寺院へ送付した。

これは当方が、去る五月十日、『開宣大法要』及び御法主日頭上人猥下に対する悪辣極まる自称「日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟」の邪難を粉碎す』をもって、貴殿ら池田創価学会と離脱僧の邪難を徹底的に破折したことへの対応らしきものであり、二カ月以上も経過した七月半ばを過ぎてからの遅鈍極まる回答であるから、当方からの嚴重な『通告書』も踏まえて、何らかの反省懺悔が見られるであろうと一読したところ、そのような内容はまったくなく、貴殿らが人間としての反省の心をも失った哀れな存在に成り下がったことを実感した次第である。

毒氣深入し悩乱した貴殿らには、宗旨建立七百五十年を記念し、四月二十八日とともに、三月二十八日においても法要を修し奉るべき宗史上の甚大な意義が存するとの、宗祖日蓮大聖人の広大な仏恩に御報恩し奉るべき一念を根本とされた、御法主日頭上人猥下の御指南を、貴殿らにも分かるよう再度噛み砕いて訓示した当方の論旨が、まるで理解できていないのである。

それのみか、謗法の悪見、妄見により、御法主日頭上人猥下はもとより、日蓮正宗の御歴代上人にまで及ぶ誹謗の魔手は、彼の身延派の悪僧・安永弁哲や、正信会の反逆僧・久保川法章らとまったく同轍であり、そのあま

りに非道な内容に、〃池田創価学会と離脱僧らの破仏破法の邪論を断じて許すべきではない。〃青年僧侶邪義破折班〃は徹底的に彼らを摧破すべきである〃との声が宗内に澎湃と起こっている。

貴殿らは、当方の鉄槌に対し、何ら正当なる回答をなし得ず、稚拙極まる牽強付会の駄文しか送付できないことを棚に上げ、〃今後当方は、出所不明の小僧名での落書などは、一切相手にしない〃などと尊大ぶっている。だが、大恩ある宗門に後足で砂をかけ、池田創価学会の走狗と成り下がった下劣不知恩の貴殿らに、御法主上人猊下に回答を要求する資格があるなどと思つたら大間違いである。身のほどを知るべし。さしずめ「狗肉を割くにいづくんぞ牛刀を用いん」の道理と呵しておく。

もしどうしても御法主上人にお答えが戴きたければ、貴殿らの首魁・池田大作が一对一で直接御法主上人に質問せよ。もつとも国会喚問を恐れて逃げ回つた臆病者の大作氏だから、牛刀を恐れ、貴殿らの願いに応ずることなど決してあるまい。

ところで貴殿らは、我ら日蓮正宗青年僧侶邪義破折班の強折がよほど気に障るらしく、〃出所不明の怪文書〃とか、〃蛇の如き執拗さ〃など種々悪口を並べ立てている。しかし、空華乱墜の譬えもある通り、貴殿らの偏執邪見では正論すら邪論に見えるのだ。「愚人にほめられたるは第一のはぢ」の御金言を拝せば、御法主上人猊下の驥尾に付して、正論を説く我らに、貴殿ら創価学会と離脱僧がいかほどに悪口を言おうと、自らを益々愚人と認める行為でしかないのである。

我ら青年僧侶邪義破折班は、名聞名利の邪心は持たないから、個人名などは出ようが出まいが、どちらでもよいのであるが、貴殿らはどうしても我らの名前を公表させたいらしい。よって期待に応え、ここで名乗っておくこととする。

なお、先にも述べたように、今回の貴殿らの邪論は、そのほとんどすべてが、御法主日顕上人猊下御講義『創価学会の仏法破壊の邪難を粉碎す』、『大日蓮』平成四年十・十一月号掲載『御法主日顕上人猊下御講義』における邪難破折、身延派謗法僧・安永弁哲の悪書を破折した『悪書板本尊偽作論を粉碎す』、創価学会の謀書『宗門への質問状』をもとにした反逆僧・久保川法章の悪書『世界宗教への脱皮』を破折した『久保川論文の妄説を破す』、時局協議会及び総本山在勤非教師有志による創価学会破折文書、創価学会教宣ハンドブック破折『創価学会のいうことはこんな間違っている』等々で、すでに破折し尽くされた内容であることを教えておく。貴殿らは同じ誹謗を繰り返す前に、これらをもう一度、しっかりと勉強し直すがよからう。

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

小 沢 雄 常
石 岡 雄 哲
磯 辺 雄 則
川 喜 多 雄 秀
森 岡 雄 樹
高 野 正 務
阿 部 正 教
漆 畑 正 善
長 谷 川 信 達

一、御法主上人の血脈相承への誹謗について

(1) 創価学会の血脈に関する自語相違

さて当方は、御法主日顕上人猊下に対し奉り、貴殿らがあくまでも「血脈詐称の偽法主」と誹謗するのなら、誤魔化すことなくその根拠を示すべきであると厳然と通告したのである。しかるに貴殿らは、確たる根拠も示せず、相も変わらず不正直な言い逃れに終始している。

すなわち貴殿らの「邪論」では、「日達上人から貴殿への相承については、当方は貴殿と袂を分かつて以来、折に触れ何度となく明快に「ない」と言ってきた」と述べている。

これまさしく詭弁というほかない。「貴殿と袂を分かつて以来」とはどういう意味か。「袂を分かつ」とは平成三年の創価学会破門処分の年を指すのであろうが、それではそれ以前は血脈相承があったというのか、或いは無かったというのか。この点につき、答弁に曖昧さがつきまとうのである。もし平成三年以前は血脈相承があったと言うなら、日蓮正宗の血脈法水とは、平成三年に謗法団体たる創価学会を破門したことで無くなるような浅薄なものではなく、また貴殿らに血脈相承が「ある」とか「ない」とか、その有無に言及できるような資格も堪能も一切存在しないと云っておく。

また一方貴殿らは、今回の邪論において、「残念ながら、日達上人は誰にも相承せずに御遷化されたと言うは

かない”と不知恩極まるとんでもない暴言を吐いた。もしこのように血脈相承が始めから無かったという立場を徹底してとるといふなら話は別である。それなら貴殿らは次の質問にハッキリと答えなければならぬ。

それは、なぜ血脈相承のない日頭上人猥下に対し、何百体もの常住御本尊、何万体もの特別御形木御本尊の御下付を会員に願わせ、十年以上に亘り拝ませたのか。本尊とは信仰の根幹であり、自らの生命を帰する尊極の対境にましますのである。

創価学会は、日達上人より日頭上人への御相承がないと思っていたというなら、そのような不純な信仰で御本尊の下付を願わせたというのか、この点につきハッキリとした回答をするよう要求する。

またなぜ、御法主日頭上人猥下への信順を、あれほど創価学会機関紙に何度も掲載し、更にはそれをもとに徹底して正信会を破折攻撃したのか。

昭和五十五年から六十一年までの六年間において、貴殿らの首魁・池田大作の行ったスピーチでは、百五十回にも及び各種会合で血脈法水の大事を強調している。その中の二、三を挙げてみよう。

(a) 熊本・城北圏自由勤行会（阿蘇）

「日蓮正宗の僧俗であるならば、絶対に御法主上人猥下に随順すべきである。それに反して、随順せず、いな、弓を引く行為をする僧や俗は、もはや日蓮正宗とはいえない。私どもは無数の讒言や画策をうけながらも、一貫して総本山を外護したてまつり、御法主上人猥下に随順してまいった。これが真実の信心であるからだ。それを、増上慢と権威とエゴと野望のために踏みにじっていく僧俗は、まったく信心の二字なき徒輩であり、もはやそれは、日蓮大聖人の『広宣流布をせよ』との御遺命に反した邪信の徒と断ずるほかないのである」

（広布と人生を語る二―三七）

(b) イタリアア広布二十周年記念勤行会（フイレンツェ）

「三座は、御本仏日蓮大聖人に対する御報恩感謝、ならびに日蓮大聖人の仏法を血脈相承なされ、現在の富士大石寺を御開基なされた第二祖日興上人に対する御報恩感謝である。さらには、第三祖日目上人をはじめ唯授一人の血脈をうけられた、正法の正師であられる歴代の御法主上人に御報恩感謝申し上げるのである。現在において、ご存じの通り第六十七世日頭上人猥下が厳然と大法を受け継がれ、仏法の師匠としておられる」

（広布と人生を語る二―八三）

(c) 富山県記念支部長会（富山文化会館）

「この法、すなわち末法の大白法は、唯授一人、血脈付法の御歴代の御法主上人御一人が、お伝えあそばさされているのであり、そのうえからわれわれ信徒のために御本尊をお認めくださっているのである。ここに、令法久住があることを知らねばならない。したがって、われわれは総本山を外護申し上げ、御法主日頭上人猥下の御指南のもと、僧俗和合の道を歩みゆくことが正しいのである」

（広布と人生を語る四―六七）

このように御歴代上人、並びに御当代日頭上人猥下に対する信伏随従の大事を全世界の会員に徹底して説いたのである。一回や二回の話ではない。昭和五十四年以降、池田大作をはじめ、創価学会幹部が、百回、二百回と、あらゆる会合で繰り返し訴えてきたこれらの本宗宗旨の根幹たる血脈法水への尊崇と、第六十七世御法主日頭上人猥下への随順は、すべて本心からではなかったというのか。

すなわち、かかる宗義の大事を十年以上にわたり、日本全国はもとより、全世界の会員に語りながら、腹の中では、「日達上人は誰にも相承していない、日頭上人は相承など受けていない」と思い続けていたというのか。もしそうだとすれば、池田大作とは宗教史上にも類例のない稀代の虚言者であり、口では信仰を説いて恭順を装

いつつ、本心は不信の一念で日蓮正宗血脈仏法の破壊を目論んでいた二枚舌の大悪漢と言うほかはない。また創価学会そのものが大悪団体であったことになる。

ともかく、これらの池田大作及び創価学会の当時の言動という歴史的事実からは、「日蓮正宗の連綿たる血脈法水」と「日達上人から日頭上人への血脈相承」を厳然と信仰の根幹に置いていたとしか見えない。

そこで貴殿らに質問する。この時期の十年にも及ぶ、血脈付法の第六十七世御法主日頭上人猥下に対する信順の言葉は、一体本心だったのか、ペテンだったのか。どちらだったのかをハッキリと答えられたい。それと共に昭和五十二年の創価学会謗法逸脱路線についても、当時、御先師日達上人にお詫び申し上げ、お許しを戴いた筈である。その折の貴殿らの一々の反省の辞はここには挙げないが、今回、再び過去に遡って日蓮正宗を攻撃するのは自己矛盾ではないか。あの折の反省のすべてについて、本心だったのか、ペテンだったのかを聞きたいものである。日達上人の御弟子方も宗内に大勢おられる。恐らく貴殿らの返答を大変に注目しておられると思うので期待を裏切ることなく、以上の二点と、先に述べた、日頭上人猥下に常住御本尊、及び特別御形木御本尊の御下付を会員に申請させた理由、の計三点につき、「頼っ被り」を決め込まず、堂々と必ず回答するよう要求するものである。

ここに至って、貴殿ら創価学会の信仰とは一体なんぞやと問わざるを得ない。ある時は白といい、ある時は黒という。要するに貴殿らは、創価学会にとって都合のよいものは白であり、都合の悪いものは黒なのだ。創価学会の利益になるものであれば、それが一切に優先するのである。誠に自分勝手、自己中心の我見我所見で凝り固まった外道教団というほかない。大慢婆羅門ながら墮獄は必然と呵しておく。

(2) 日達上人の後継に関する件

次に貴殿らは、日達上人の御遷化の砌、日顕上人が日達上人の御遺族との話の中で、後継についてふれた時に、菅野慈雲師（現大宣寺御住職）が「総監さん（日顕上人）じゃないんですか」と応じたとし、もし日達上人から血脈相承を受けていたのなら、何故遺族とそんな話をする必要があったのかと疑義を呈している。

この件に関して述べる前に、日顕上人への御相承に関しては、日達上人が日顕上人を後継と考えておられたことを証明する多くの証人が宗内におられ、それらの方からお話を伺うことができたのでまず紹介しよう。

始めに昭和四十九年一月十八日、日顕上人の御母堂妙修尼が逝去されたが、これに先立つ一月十三日、日達上人は京都平安寺へ御下向、妙修尼を見舞われた。このとき妙修尼の部屋へ日達上人のお供をして入ったのは日顕上人夫人と当時御仲居であられた光久諦頭師（現妙縁寺御住職）であった。その折に日達上人は病床の妙修尼に「あなたの息子さんに後をやってもらおうのですからね、早く良くなって下さいよ」と述べられ、妙修尼を元気づけられたのである。この日達上人の深い御慈悲に妙修尼は感涙に咽べれたことであろう。このことはお供で入室された光久諦頭師も証言しておられる。

またこの件に關してもう御一方、日達上人から直接話を聞かれた方がおられる。それは昭和四十九年当時、大石寺理事を務めておられた野村慈尊師（現清涼寺御住職）である。師は日達上人が京都からお帰りになられたときに総本山でお出迎え申し上げたのであるが、この折に日達上人は野村慈尊師に対して、「妙修さんにな、あなたの息子さんに後を譲るから安心しなさい」といつて励ましてきたよ」とお話しになられたとのことである。

また、昭和五十年当時、法華講連合会佐藤悦三郎委員長のもとで連合会登山部長として尽力されていた小島富

五郎氏（妙國寺総代）は、ある時連合会幹事三名で、総本山内事部において日達上人に御目通り申し上げた。その折に、「私もだんだん身体が弱ってきたので、後は阿部教学部長に任せようと思う」とはっきりと仰せになられたので、この時に、後は阿部教学部長がなられるのだと思つたと述懐されている。

これ以外にも、日達上人の御遺族や御弟子、御信徒など、相当数の方々が、日達上人の御生前に日達上人への御相承に関して聞かれているのである。

これらの状況は何を物語るのだろうか。すなわち、日達上人が御生前において、血脈相承を日達上人に御譲りになることを、それとなく宗内に周知するように心掛けられておられたことは事実であり、これは日達上人が宗内に対して、後継は日達上人であることを暗黙裡に了解せしめ、御遷化後の宗内の異体同心の団結を計られたものと拝察できるのである。

また日達上人は、日達上人より後継のことについて、お話をお受けしたことは数回以上に及んでおり、ただそれらの中で特に法義の上からの正式な御相承をお受けしたのが昭和五十三年四月十五日であつたと仰せられている。

しかし、それではどうして、日達上人の御遺族との間に、貴殿らが疑義を呈するようなことが起こり得たのであろうか。実はこの折の日達上人のお振る舞いには、当時としてのそれだけの深い理由がおりだったのである。

それは昭和五十三年四月十五日、日達上人が日達上人へ御相承遊ばされた当時、宗門は創価学会の五十二年誘法路線に対する活動家僧侶の学会攻撃檀徒活動により大揺れに揺れた時期であつた。したがって宗内僧俗のバランスというものも非常に微妙なものがあつたのである。正法正義を令法久住せしめるための一筋の正しい道を歩むためには、僅かのずれも許されない緊張の局面であり、日達上人におかれては、恐れ多いことながら薄氷を踏

まれる思いで宗門を董しておられたことと拝察申し上げます。このような状況の中での御相承であるが故に、日達上人には諸種の状況を判断遊ばされ、公表されない形での御相承を遊ばされたものと拝されるのである。

よって日頭上人猥下が御先師の御遷化に際し、遺族にあたる菅野慈雲師にそのような話を出された理由は、一歩間違えば、池田大作処分、創価学会破門という宗門にとつての重大局面を迎えるやも知れぬ時局であり、一年前の御相承が内付の形式であったこともあり、非常事態という特殊事情の中において、日達上人の御意志を、遺族の方々に確認するために質されたものと拝察し奉る次第である。

ただし、貴殿らが言う、この時の菅野慈雲師の答え、「総監さん（日頭上人）じゃないんですか」との言は、実際に菅野慈雲師に確認したところ、「総監さん（日頭上人）と伺っていましたが」という趣旨で答えられたものであり、その場の御遺族一同もそのように考えておられたというものであった。以上のことから、日達上人は日頭上人にのみ御相承されておられたことが明白であって、遺族の方々も、予て日達上人がお決めの通り、後継は日頭上人と認識しておられたのである。

(3) 当日の時間帯について

貴殿らは昭和五十三年四月十五日は日達上人の誕生日であり、スケジュールが過密で、日頭上人と二人きりの場などなかったと難癖をつけている。しかし当方は当日の日達上人のスケジュールは当然乍ら詳細に承知申し上げている。この日、日達上人と日頭上人がお会いになれた時間は優に一時間は存在しているのである。従って、この件に関する貴殿らの言い分もまったくいい加減という他ない。

特にこの日は御講の日であり、関係者の記憶も喚起し易い日であった。実はこの日、当時、宗務院の書記であった楠美慈調師（現富士学林大学科事務局長）が大講堂三階の宗務院の東側端にあった印刷コピー室でコピー中に、偶々内事部玄関の方を眺めたところ（コピー機が置いてある位置から真正面が内事部玄関であった）、事務衣に小袈裟を着けられた日頭上人が、内事部玄関へお入りになるところを目撃したのである。通常宗務院へ登院なさる場合には、大講堂の方にある宗務院の入口を使われるが、内事部へお入りになったということは、後から宗務院の方へお見えになるのだらうと思っていたところ、その日は宗務院へはお見えにならなかったと証言されている。日頭上人（当時教学部長）が宗務院ではなく、内事部玄関へ、それも小袈裟を着けてお入りになられたということは、その目的はただ一つしかない。日達上人へのお目通りである。

(4) 「奥番日誌」について

次に貴殿らは大石寺大奥の「奥番日誌」を持ち出して、〃奥番日誌には貴殿の名前は見当たらない〃などというが、昭和五十三・四年当時に奥番であった早川検道師（現法貴寺御住職）と磯村如道師（現要行寺御住職）は、その頃「奥番日誌」は存在しなかったと明確に証言している。

現存する「奥番日誌」は、昭和五十六年に日頭上人が常備を命ぜられた以降のものである。このことは、もし日達上人の代から「奥番日誌」が存在していれば、同じ奥番が日頭上人の代にも引き続き勤務していたのだから、当然、それ以前の日誌も含めて、「奥番日誌」は引き続き記録され、保管されている筈である。それが存在せず、当時の奥番を務めた両師が、明確にその存在を否定しているということは、「奥番日誌」は日頭上人の代になっ

て以後、昭和五十六年から記録し始められたものなのである。

したがって、「奥番日誌には貴殿の名前は見当たらない」も何も、昭和五十三年の「奥番日誌」など、もともと存在しないのだから、見当たらないのは当然である。貴殿らの狡賢い誹謗のやり方には、まったく呆れて物が言えない。

また先にも述べた件だが、当時日達上人のお側で長年奥番を勤めていた早川検道師は、現日頭上人の夫人が大奥へ御目通りに来られた時など、大奥の階段のところまで、「後はあなたの旦那さんだからね」と言われていたのを何度も伺ったことがあると証言されているのである。

(5) 河辺メモの件

次いで貴殿らは昭和六十二年五月十八日の河辺メモを取り上げ、菅野慈雲師が「昭和五十三年四月十五日の件は知らない」と明言したと述べ、更に六十一年十月四日の河辺メモには、当時の御仲居・光久諦頭師（現妙縁寺御住職）が「四月十五日にしているのですか。あの日は達師が忙しい日だが」と述べたとしている。

ここで貴殿らに確認したい。この河辺メモなるものの信憑性は一体誰が証明しているのか。高解像度スキャナ取り込み、編集自在の当世のこと。「河辺メモ」とさえ言えば誰でも恐れ入ると思っただら大間違いである。まず第一は河辺師の直筆かどうかということ。第二に河辺師の記憶違いがないかどうかという点。第三は悪意は勿論、たとえ善意でも、本人の主観、他人の思惑が文章に入り込んでいないかどうかという点である。これらの確たる証明がなく、ただ「河辺メモ」にこうあるなどと言っても何の効力もないと言っておく。

しかし、百歩譲って、仮に本物の内容だと仮定してみよう。その場合でも、菅野慈雲師が「昭和五十三年四月十五日の件は知らない」と述べたことは至極当然なのである。なぜなら日達上人は御生前、日頭上人に後を御譲りになることは表明されたが、御相承の具体的な日時については他の人には一切口外しておられなかったからである。それは菅野慈雲師も例外ではなかっただけのことであり、菅野慈雲師は先にも述べたごとく、日達上人の後継が日頭上人であることは内々御存じであったが、その御相承の日時までには御存じでなかったことに何の不思議もない。

次に光久諦頭師の言については、当の光久師御本人に確認したところ、師はこの件についてはかなり明確に記憶しておられた。それは、御法主上人が「四月十五日」の御相承を仰せになられたことについて、「あの日は日達上人の御誕生日で、お忙しい日でしたですね」ということを申しあげたところ、御法主上人は「そういう特別な日ということは私も記憶にある。だからこそはっきり覚えていたので、心配しなくてもいいよ」と仰せられたとのことである。光久師は御仲居として、午後日達上人のお供をして東京へ出られたので、特に記憶していたことを申し上げたのだが、午前中についてはまったく記憶にないとのことであった。また「四月十五日にしているのですか」などという疑念のともとれる不遜な言い方は絶対にしていないと明確に否定しておられた。従ってこの件も、貴殿らの捏造か、河辺師自身の聞き違い、乃至は主観による偏向記述ということになる。

河辺メモを直接調べた某師の話によると、「河辺メモ」には、同じ日付で内容の異なる場合が複数存在することであり、その何れに信憑性があるのか明確でない。「河辺メモ」の記述自体が公開を想定したものでなく、第三者のチェックを経ていない個人的文書であり、精神的肉体的疲労による記憶違いという点からも、個人的な思い込みによる主観的脚色という面からも、「河辺メモ」の客観的信憑性には多々問題が存すると言わねばならない。

(6) 日淳上人からの御相承の件

貴殿らは、日達上人が後継者に御相承する場合、〃御自身が先師日淳上人から相承を受けた時の経緯に鑑み、周囲に明確にその意志を告げ、二人きりの場などでなく、公に相承の儀を行ったであろう〃と述べ、日達上人が、誰にも言わずに二人きりの場で相承することなど、到底考えられないと疑義を呈している。

貴殿らの信心のなさ、頭の悪さは呆れるばかりである。本宗の御相承とは、そのような形式が重要なのではなく、授者と受者との信仰を根本とした領解こそが中心主体であることは、これまでに御法主上人猊下の御指南を始め、宗門の文書に明白ではないか。故に古来より、その時その時の状況に応じた様々な御相承の在り方が存在するのであり、かかる実際の在り方そのものが、本宗の御相承の真義を厳然と証明しているのである。御自身がそうだったから後の方にも必ずそのような形態にするに違いないなどの考えは、凡夫の浅智慧以外の何物でもない。事実日達上人は様々な当時の事情から、その様にはされなかつたのである。

また日達上人が相承をされたとすれば、日顕上人を能化にすべきであるにも拘らずそのような動きがまったくみられなかつたのはおかしいとも難癖をつけている。しかし日達上人は日淳上人が御遷化遊ばされた四日後に、御自ら能化とならているのであり、その翌月管長に就任されている。この例からも明らかのように御先師の生前に能化になることが、御相承に当たつての要件とはならないのである。まして昭和五十三年四月十五日の日顕上人への御相承とは、内付に近い形であり、能化の件も含めて、その内密なる御相承の形式は、まったく貴殿らが疑難すべき事柄ではないのである。

(7) 御相承に対するその他の誹謗

また貴殿らは、工藤玄英、大橋正淳の両名が、東京・常泉寺において日頭上人から「ワシも日達上人に対抗して、仲間を募ろうと思うのだが：」などとの日達上人への対抗意識丸出しの言を聞いたとして、「本当に貴殿が日達上人から相承を受けていたなら、このような発言は絶対にできなかったはず」などと誹謗し、また吉川幸道の名を挙げては、日頭上人が「早瀬日慈さんあたりが受けているのではないかとも思ったが、待っていても何も言い出さないで、自分から登座した」と明言したごとく述べさせているが、まったく呆れて物が言えない。工藤・大橋や吉川などは日頭上人憎しの最右翼の者共ではないか。そんな者の言葉を悪びれもせず堂々と載せることは、すべて貴殿らお得意の、自分たちに都合のいいように加工した虚言であることを自ら語る愚行と言っておく。

次に、再び昭和五十九年十二月七日の「河辺メモ」なるものを持ち出してきて、「菅野慈雲師の言葉として、日達上人が次期総監を決定されるに際し、日頭上人に決定することを躊躇されていたので、未だ相承をされていないのかと思ったと証言した事実が記録されている」などとし、既に御相承があったのなら昭和五十四年五月の総監決定を躊躇される必要はない筈であると疑難している。

しかし、これもまた随分いい加減な話である。まず「河辺メモ」の内容自体が、先にも述べたごとく信用性が薄く、この件も菅野慈雲師から直接聞いた話かどうか疑わしい。むしろ第三者を介しての又聞きの可能性が高いのである。今回、直接菅野慈雲師にお伺いしたところ、果たして、そのようなことを河辺慈篤師に話した覚えはないとの回答を戴いた。

次に「河辺メモ」中の言葉の信用性とは別に、仮に万々が一、「阿部総監の就任について日達上人が躊躇なさ

れた”ことが一時的にあつたとしても、それが日頭上人への御相承を否定する根拠とは少しもならない。それは宗門において、総監の職は次期法主へ就任するための座では決してないからである。むしろ総監に就任しても御法主にはならなかった方のほうがずっと多いのである。創価学会と活動僧侶との対立など、様々なむずかしい問題を抱え、その矢面に立つ多忙な総監職について、他の方を任命する可能性を一時お考えになられた上で、やはり日頭上人以外に適任者はいないとして、総監に任命された状況があつたといえよう。しかし現実には総監に任命されたことから、その件の「河辺メモ」の存在は疑わしく、まして菅野慈雲師がハッキリ否定していることにおいて、問題にならぬ言い掛かりである。

(8) 山崎正友氏の発言について

日頭上人の御相承を否定するためには、ありとあらゆる利用出来そうなものに飛びつく貴殿らが、次に選んだのが山崎正友氏の発言と言われるものである。

たしかに氏は当初、創価学会顧問弁護士として池田大作から信用され、飛ぶ鳥をも落とす勢いであつた。頭正会との裁判などを通して、日達上人からも御信任いただき、正信会問題では宗門と創価学会の間に立つて活動したが、日達上人の御遷化に伴い、余りに裏の事情を知りすぎた氏が創価学会からうとまれたためか、種々軋轢が生じ、いつしか氏は正信会側に立つようになった。その時に氏が、御法主日頭上人猥下の血脈相承に関して疑義を呈したのが、所謂『週刊文春』（昭和五十五年十一月二十日号）事件である。

御先師日達上人から御当代日頭上人への血脈相承に疑義ありとの『週刊文春』の記事は、宗内僧俗にかなりの

衝撃を与えた。すなわち当時、宗務院の活動停止命令に背き、武道館で檀徒大会を開催し、創価学会攻撃の手を一向に緩めようとしなかった正信会の僧侶達は、宗門からの正式な処分を逃れ、寺院に居すわる方途を模索していた。そして寺院を不当に占拠し続けるためには、処分権者の地位の不存在を理由に争うしか方途がないことを見つけた彼らにとつて、山崎氏の記事は、正信会が大謗法の管長訴訟へと突入してゆくための進軍ラッパともいふべき働きをしたことは事実である。

但し、氏は、その後、正信会の信心が、日達上人に対する不信誹謗など、根本的なところで狂っていると感じ、正信会と離れ、創価学会との裁判を経て、平成六年中頃からの、妙観講講頭大草氏との縁により、現在は日蓮正宗理境坊信徒となっているのである。そこで今回、氏と面談し、忌憚なく、貴殿らの挙げた内容につき事実関係を質した。

そこで、まず始めに、貴殿ら創価学会と離脱僧は、塚本某著『私は山崎正友を詐欺罪から救った』中に、山崎正友氏の発言として、「日顕（上人）は、宗門ではナンバー7なんだ。日達上人の娘婿が菅野といつて国立にいるが、これが跡目だった。日顕（上人）は悪いやつで、日達上人から相承もないのに相承があったと言いつ張って法主になってしまいやがった。俺は日達上人が死ぬまぎわまでそばについていたから、日顕（上人）なんかに相承されなかったことはわかっている。日達上人は日顕（上人）を全然信用していなかった」との文があることを取り上げている。

しかるにこの書を著した塚本という人物は、平成五年から六年にかけて、約半年間、山崎氏の会社シーホースに接触してきた男であり、同書中の内容は、社会的にも山崎氏として放置できない性質のものであるため、去る七月十六日付けで塚本氏に対する損害賠償の訴状を提出し、横浜地方裁判所は同十七日、これを受理したとのこ

とであった。その訴状には、塚本被告が創価学会副会長の福島啓充弁護士と共謀して同書を発表した経緯が明記されており、山崎氏は創価学会側にも今後断固とした措置をとると明言している。

このように山崎氏と塚本被告とは仕事上の、それもわずか三ヶ月程の付き合いであり、山崎氏によれば、塚本氏は、その著書中に述べられているような宗門関係の事柄を理解できる相手ではなく、またそういった宗門関係の事柄に関して一切話したことはなかったと証言しているのである。

また次に貴殿らは、山崎氏が平成七年二月十六日付『慧妙』において、『私が“御相承”を拝信するに至るまで』と題する手記を寄稿し、昭和五十五年の『週刊文春』における御相承否定の発言を撤回し、

「信者の立場で“御相承”を云々したことは、甚だ僭越なことであり、深く反省し、お詫び申し上げる次第である」

と自らの所業を総括し、謝罪を表明したことを取り上げ、この謝罪は表向きで、実は金儲けが目的だったとし、当時、大石寺の墓苑建設の話が山崎のところへ舞い込み、金に困っていた山崎は、「自分が血脈相承を認める代わりに、条件として日頭（上人）から墓苑建設のお墨付きをもらおう」とはしゃいでいた、などと述べている。

これについても山崎氏は、「まったくのデマである。日達上人の代に本山で富士山に墓園を造る計画が進行したが、そのとき、池田大作が本山へ乗り込み、日達上人に富士桜墓園は創価学会が造成し本山に御供養するとうことで話をつけてしまった。しかしその後、池田大作は私に富士桜は本山には渡さない、学会のものにすると言い、そのようになった。申し訳けないので本山の墓園として、逗子、葉山、本山近辺の土地を探したこともある。そのようなことで、私には富士桜墓園を造った経験があり、誰にでもできることではないので、過去にも某富士宮市長後援者の一人である地主に協力を要請されたこともあった。そんな中で、私の知り合いのある男が、私に

無断で、「山崎正友事務所」という肩書の名刺を作り、大石寺周辺を徘徊して回ったことがある。私はまったく関知していないことなので、本人に「大変迷惑だから止めてくれ」と言って止めさせた。離脱僧らはその辺のことを書いたものであろう」とのことであった。事実、総本山には山崎氏から墓地の話などまったく無く、また山崎氏がそのような思惑を懐くような状況は、総本山側においても皆無であることから、貴殿らの話がまったく荒唐無稽であることが証明される。

そして貴殿らは、正信会の浜中和道の「回想録」なるものの抜粋を掲載し、日頭上人の血脈相承否定に更に躍りとなっている。〃平成三年一月、山崎が「阿部がオレに謝ってきた」「オレにひれ伏した」と自慢げに浜中に電話し、その際、日頭上人が「頼むから、オレに血脈相承があつたことを認めてくれ」と泣きついたと語つた〃などというものである。この件に関しても山崎氏に確認したところ、当然ながら御法主上人からそのような御自ら血脈相承を否定するような内容の御電話がある筈もなく、また浜中に対してそのような下品な発言を行ったことも一切ないとのことであつた。

貴殿ら池田創価学会と離脱僧は、〃数々の疑難について、貴殿はダンマリを決め込んでいるが、この際、是非とも明快なる答えを公表していただきたい〃などと大見得を切り、更には、当方の〃「破折書」や「通告書」は負け惜しみと強がりのみの墓穴であり、とんだ藪蛇〃だと揶揄している。

しかし事実はまったく逆である。これまで論じたごとく、貴殿ら創価学会と離脱僧が持ち出した疑難につき、詳細に検証すればするほど、あらゆる点で、貴殿らの虚偽と誣言が明白となり、貴殿らの挙げた疑難は悉く粉砕されているのである。よつてとんだ藪蛇だったのはむしろ貴殿ら池田創価学会と離脱僧の方であつたと告げておく。

(9) 裁判に関するごまかしの見解について

次に貴殿らは、寺院明け渡し請求訴訟において、日頭上人猥下の血脈相承を否定する主張を行った結果、〃裁判では、この主張が全面的に認められ、本年最高裁で、名古屋・妙道寺、岩手・常説寺、神奈川・大経寺と、三件連続して日蓮正宗の訴えが却下された。この法廷の場でも相承を受けた証拠を提出できなかった〃などと誹謗している。

ところが、この最高裁の判決は、「血脈相承」は宗教上の事項であり、有るとか無いとかの判断は裁判に馴染まないとして却下されたもので、それは日頭上人猥下が宗教法人日蓮正宗の代表役員として二十年の長きに亘り、一宗を統率遊ばされている社会的な厳然たる立場をまったく無視した不当判決ではあるが、裁判所が血脈相承を否定する見解によって判定したのではない。

即ち貴殿らの言はごまかしであり、〃創価学会側の勝利〃などと言える状況ではまったくないことは、貴殿ら自身がよく承知していることではないか。つまり、これら妙道寺、常説寺、大経寺は、最高裁不当判決のお陰で、今すぐに退職が立ち退くことは何とか免れた。しかし、これらの寺院に居すわっている離脱僧らは皆六十歳以上であり、その死去と同時に、寺院は直ちに日蓮正宗に返還しなければならないからである。

また貴殿らは東京地裁の下田裁判長の下した不当判決を挙げて御法主人猥下を誹謗しているが、御法主人が御自ら証明されたクロウ事件裁判の不当判決の所以について、いずれからも抗議があったとは聞いていない。まして東京高裁における今回の和解条件として、クロウ事件に関して、今後、一切報道をしないと約束する一方、日蓮正宗側がクロウ夫人が言うような事件は一切無かったと否定することは許されているのである。この事実こ

そ、御法主日頭上人猊下の無実を「雄弁に証明」していることを知るべきである。普通の意識をもった宗門人なら、クロウ事件が事実無根であったことは今日までの経過で熟知していることであり、事実無根は未来永劫の歴史に刻まれることであろう。

(10) 日達上人への誹謗について

次に貴殿らは、「日達上人が誰にも血脈相承をされなかったと言うことは日達上人への誹謗に当たる」と当方が述べたことに対し、「勝手に他人の家に不法侵入しておきながら、見つかるや、家主に代わって留守を守っていたなどというに等しい、盗人猛々しい居直りの論にすぎない」との頓珍漢なわけの分からぬ屁理屈を並べている。しかしその言わんとするところを反訳すれば、日達上人は日達上人を誹謗しているから、その日頭上人側から「創価学会・離脱僧は日達上人を誹謗」などとは言われたくない、との意味であろう。

貴殿らはその根拠として次に何点かを挙げている。ところが、その悉くが筋違いの妄言であるのでまず指摘しておく。

前述の通り、工藤玄英と大橋正淳の言などはまったく話にならない。

次に昭和五十三年二月七日の「河辺メモ」に、「猊下（日達上人）は話にならない」との言が記録されているとして、「日達上人を限りなく誹謗」してきたのは日頭上人であるとしている。この件については、先に光久諦頭師の言に関する「河辺メモ」、菅野慈雲師の言に関する「河辺メモ」につき、二人の御本人にお伺いしたところ、当該事項の不存在、乃至は意味の取り違えがあったことは前述した。このように、「河辺メモ」の信憑性につい

ては多分に疑問が存するのである。したがって、この「猥下は話にならない」とのメモが、仮に河辺師の直筆であったとしても、それは河辺師の頭脳というフィルターにかけられた後の言葉であり、先程の例と同様、事実とは相違する可能性が高いと言わねばならない。

この件に関しては、平成十一年八月十六日の『大白法』に、河辺慈篤師御本人の「証言」が掲載されている。その中で河辺師は、「(前略)私はこれまで、種々メモを残しておりますが、その方法は、見聞した事柄につき、後に回顧して書いたものが多く、その際、私の性格として、自分の主観に強くこだわり、その趣旨で書き記す傾向があります。(中略)事実とは異なる不適切なメモが外部に流出致し、(中略)云々」と、宗内へのお詫びと共に、メモの性格について、このように自ら証言しているのである。

昭和五十三年当時の宗門は、創価学会と活動家僧侶とのせめぎあいの真つ只中にあつた。特に創価学会も活動家僧侶も完全な面従腹背の状態であり、裏では日達上人を小馬鹿にし、誹謗する状況であり、そのような実体の創価学会と活動家僧侶の両方を、今後、宗門として正しく導かれる上での日達上人の御苦労につき日達上人が話されたことが、河辺慈篤師の個人的主観を交えてメモとなったというのが真実であろう。

従って、このような状況の時代に書かれた「河辺メモ」をもって、日達上人が日達上人を「限りなく誹謗」したなどとは言い掛かりも甚だしいものである。あの北条報告書で北条浩に、

「猥下の話は大へんひどいものでした。之が猥下かと疑うほど、また信心そのものを疑いたくなるほどひどいものでした」

「先生が前々から見抜いておられた本質がさらけ出されたように思います」

「かねて先生の仰言っておられた通り、私たち到底想像することの出来ない、みにくい姿であります」

と、日達上人を限り無く誹謗させ、その報告を得々と、満足げに聞いていたのはどの誰だ、即ち池田大作ではないかと言っておく。

次に貴殿らは、日顕上人が、正本堂・大客殿・大化城・六壺・総坊前の桜など、日達上人の事跡を悉く葬り去ったとし、先師否定の権化であるとして日顕上人を誹謗している。

これに関しては、先の貴殿らに対する我ら邪義破折班の『離脱僧らの邪難を粉碎す』の八十三頁に、かかる事態に立ち至った理由が詳しく述べてある。およそ仏法を学んだ者なら、世の中の一切が因縁の上に生起することは知っていよう。日顕上人が好き好んでこれらのことを為される筈も、また出来よう筈もないのである。創価学会の謗法に対応する中で自然の間に現在の総本山の姿となったことは、まさしく御仏智であり、宗祖大聖人、二祖日興上人の御命であることは宗内の僧俗一同等しく領解奉るところなのである。

また御先師日達上人におかれては、かつて山崎正友氏に対して、「このままでは靈山に行つて先師方に合わせる顔がない。どうか学会を糾すことに山崎さん、力を貸して下さい」と仰せられたという。そのような御気持ちの日達上人であれば、靈山より今日の創価学会の大謗法の姿、そして総本山の姿を御照覧遊ばされ、必ずや日顕上人を称讃遊ばされると、深く深く感ずるものである。何故なら、代々の御法主上人には創価学会が邪推するような名聞名利の自我は金輪際おありにならず、ただただ宗開両祖の御心に叶い奉る広宣流布・令法久住を念ずる崇高な御境界にあられるが故である。

その意味から、御先師日達上人におかれては、御自身の全責任において血脈を御相承遊ばされた日顕上人が、正しく仏法を護持興隆遊ばされ、日蓮正宗から邪教創価学会の毒気を払拭し、総本山を靈山浄土そのままに浄化莊嚴なされ、宗旨建立七百五十年にあたり、法華講三十万総登山と奉安堂建立をもって、末法広宣流布の礎たる

法礎を建立せられ、未来世界広布を目指して宗門が僧俗一致の大前進を開始せんとしていることは、そのすべてが、日達上人御一身に具わり給う御徳でもあることを、心からお喜び遊ばされることは大地を指すがごとくとするものである。

それに対し、昭和五十四年、御遷化に先立ち、日達上人より賜った大慈大悲の御指南に背き、再び三宝破壊の大謗法を行った貴殿ら池田創価学会と離脱僧を、日達上人には決してお許し遊ばされないであろう。貴殿らが日達上人への血脈相承を否定することは勿論のこと、去る平成二年以来の仏法反逆の振る舞い自体が、五十二年路線の懺悔を反故にする日達上人への限り無い誹謗に当たると、厳重に戒告するものである。

以上、述べてきたとおり、貴殿らの言の悉くは道理に背く誣言であり、御法主日達上人猊下が御先師日達上人より厳然たる御相承をお受け遊ばされ、その上から一宗を正しく嚮導あそばされてきたことは、疑う余地のない明々白々たる事実なのである。

貴殿らは血脈相承の立証責任は日達上人にあるなどと嘯いているが、立証などということは単なる世法のそれも裁判上の用語にすぎない。仏法の世界は師弟相対であり、師匠にまします日達上人猊下から、血脈相承についての厳たる御指南を賜ればそれに信伏随従し奉ることが、本宗の信心なのである。

すなわち、「何時から」とか、大奥の「どの部屋で」とか、相承の儀式は「どのように」行われたのか、などという下司の勘繰りをもって、清浄なる御相承の儀を冒流せんとする謗法者の不信の疑難に付き合うべき筋道は全くありえない。何故なら、柄の無い所に柄をすげて疑難する貴殿らのような不信の者共には、仮に真実を答えたとしても、必ず「信じられない」との難癖が返ってくることは明白だからである。

二、大謗法の創価学会流「血脈論」

次に、ここで貴殿ら創価学会と離脱僧は、珍奇な創価学会流「血脈論」とでも言うべき邪義を展開している。かかる邪論を恥ずかしげもなく述べて、恬として恥じないところに貴殿らの救いがたい迷妄があるのだ。

この貴殿らの邪難は、かの五十二年路線の折に、創価学会が裏で作成した『宗門への質問状』の蒸し返しにすぎない。創価学会は教義逸脱に対する宗門の指摘に対し、『教学上の基本問題について』として一応の反省を示したが、その実、裏では、貴殿らが、今回の邪難に使用してきた内容を「質問状」として用意し、宗門への邪難材料として保存してきたのである。その全ては信心の欠如から生ずる不当な疑難というほかはない。

(1) 血脈断絶の言こそ許されざる謗法行為

ここで貴殿らは、当方の「日達上人から日顕上人への御相承がなかったとすれば、宗祖大聖人、日興上人以来正系宗門七百年の血脈相承が、日達上人の代に断絶したことになる。日顕上人詐称法主論を真つ向から振りかざしつつ、日蓮大聖人以来の正統の血脈相伝がどのようにして存続することが可能なのか。堂々と開陳してみよ」との詰問に対し、日達上人から日顕上人への御相承など無くとも、「宗門伝統の七百年の血脈相承」は断絶しないなどと珍無類の邪義を開陳し、かと思えば宗門七百年の歴史は、「血脈断絶の歴史」だったと誹謗している。創価学会の血脈観は、邪説「血脈ワープ論」であったことがここに明白となったのである。

まず貴殿らは「預かり相承」を挙げ邪難の最初としている。その第一は総本山第五十七世日正上人より同第五十八世日柱上人への御相承についてであり、貴殿らは日正上人より日柱上人への相承が円満な形で行われず、在家二名を介した「預かり相承」という異常な形でなされたとして、総本山第五十九世日亨上人の「日正師が特別の相承を預けたと云う者より其内容を聞き取りし事は」云々。との「告白」文をその証拠として掲げ、「唯授一人金口嫡々」の血脈相承がそこで途絶えたと邪難している。

この邪難も貴殿らの悪意か捏造か、まったく筋違いなものである。即ち日亨上人の「告白」中の文は、貴殿らが邪難するような、〃日正上人が在家二名に相承を預け、日柱上人がその者から聞き取った〃というような事では全くないではないか。それは貴殿ら得意の切り文による解釈であり、その後が続く「上求菩提の精神に合うや」の文を繋げて読めばそんな意味でないことが理解できよう。

事実、この日正上人から日柱上人への厳然たる御相承を証明するものが、総本山第六十六世日達上人の御証言である。日達上人は日正上人のお弟子であられ、この日正・日柱両上人の御相承の場に立ち会われたのである。その当事者でなければ語れぬ詳細な状況の中には、当時大阪に居られた日柱上人が、確かに中弥兵衛と牧野梅太郎という二名の在家と共に、日正上人のおられた興津へ呼ばれたこと。夜中の十二時より、日正上人から日柱上人へ一時間余り御相承の儀があつたこと。その間、日達上人等のお弟子の所化や在家の中氏等は家の回りを警護したことなどを明確に証言されているのである。(達全三一六―二二五)

この日達上人の御証言により、貴殿らの主張は全くの虚偽の邪難であることが明白となるのである。

更に貴殿らは日亨上人の御著述中に、第十五世日昌上人と第十六世日就上人の御相承に際し、日就上人の登山が日昌上人の御遷化に間に合わず、理境坊日義が御相承を預かって日就上人に渡されたことを、「法水雍塞の形

ありと云はゞ云へる」(大日蓮大正一二年四月号一六)と述べられている文を取り上げ、〃宗史上、明らかに二度、部外者の「預り」という形によって、法主から法主への唯授一人、直授相承の系譜が「断絶」したことを、五十九世・堀上人自らが認められている〃などと邪難している。

しかし、この邪難は、貴殿らがあれ程信順を表明している日亨上人への重大な裏切りと云わねばならない。それは貴殿らが切り文により、日亨上人の真意を正しく伝えていないからである。すなわち、この後の文において、日亨上人は、「が、相承の内容に立ち入りて見るとき、(中略)就師のやうな場合でも、血脈断絶法水雍塞の不都合は無い訳である。(中略)此は局外者の抽象的の議論である。直に宗門教権の大事を批判すべき標準にはせぬが宜い」(同)と述べられ、最終的に血脈相承は断絶していいないと結論付けられているからである。

その不都合の無い意味を御当代日頭上人猥下は、金口は日頃面会の機会に直接相承せられ、金紙については当時の交通事情の上から、御遷化に万一間に合わず、第三者が預かる形があっても、その意義の上からは何も問題ではないと御指南せられるところである。(大日蓮五六〇―二七七)

また更に日亨上人は、血脈相承をこのように形式の上から論ずることは、信仰の無い者が客観的議論として為すところのものであり、信仰の上においては血脈の大事を軽々に批判すべきではないことも戒められているのである。

貴殿らは常々、日寛上人や日亨上人を特に尊重しながら、自分たちに都合の悪い御指南は無視する。結局は貴殿らには本宗の師弟相對に則り、日寛上人や日亨上人に信伏随従し奉る信心はなく、すべてを切り文して創価学会のために利用するだけではないかと呵しておく。

(2) 血脈法水に対する筋違いな批判

次に貴殿ら創価学会と離脱僧は、「本宗の相伝書が房州関係の写本によっており、大石寺蔵の相伝書が散逸したとみられる。本山の化儀に変更がある」などといい、大石寺東坊地事件、総本山第九世日有上人の時代の大石寺の売却事件などを挙げつらい、法灯連綿、法水瀉瓶されているなら、なぜこのような不祥事が起こるのかと疑難している。

相伝書の原本のうちで過去に大石寺から散逸した分が存することは確かに残念なことである。ただし、相伝書には大事な御法門が認められてはいるけれども、血脈法水そのものではない。全ての相伝書が写本によって現存はしているのであり、相伝書原本の散逸と、大石寺における血脈相承の存否とを同一に論ずることは大なる誤りである。

また化儀については時代に応じた少々の変更は当然のことである。さらに大石寺東坊地に関する日道上人と日郷師との争いは不幸な事件ではあり宗勢の上からは残念な時代であったが、それにより本宗の血脈法水が左右されたわけではない。

また大石寺売却の件も、非常にセンサーショナルに聞こえるが、たまたま日有上人が全国へ遊化なされている間に突発的に起こった事件であり、日亨上人は当時の領地移動などと絡んだ利権上の問題に巻き込まれたのであるろうとされ、何れにせよ、日有上人御帰山と同時に解決したことは、偶々思いがけず奇禍に遭ったようなもの過ぎないのである。

すなわちここで貴殿らが論じた事柄は、皆大石寺門流の不幸な出来事ではあるが、唯授一人の血脈相承を否定

するものでは決してない。それを貴殿らは、敢えて血脈法水否定の材料として利用せんとする。まったく見下げ果てた性根というほかはない。

(3) 若年の御法主に対する不信心極まる誹謗

さらに貴殿らは、〃総本山第十三世日院上人をはじめ、十代で血脈を受けた、いわゆる「稚児貫首」と呼ばれる歴代上人が四人いる〃として、〃様々な時代背景を考慮しても、「法主」の無謬性、絶対性は成立しない〃と述べ、血脈相承を否定せんとしている。

この貴殿らの主張も、本来まったくおかしい話である。日蓮正宗で何時、誰が、「法主」の無謬性、絶対性などを主張したというのか。むしろ法主と雖も凡夫であり、そこに思い違いもあれば、ちよつとした間違いもあり得ることは、代々の御法主上人も御当代日頭上人猊下も常々御指南のことである。完全無欠などということは誰も述べていない。貴殿らの勝手な決めつけにすぎないと言っておく。

これらの若年貫主の方々が、たとえ御歳は十代とは言え、その信仰においては老年僧の遠く及ばぬ確信をお持ちであられたであろうことは、想像に難くない。そしてまた若年貫主の方々が宗門を董される場合には、当然乍ら、これを補佐する立場の老僧がおられたのであり、貴殿らも少しは先に挙げた宗門の書籍に目を通し勉強するがよからう。

すなわち日蓮正宗の血脈相承には、法体の相承と法門の相承とがあり、法体相承は、『御本尊七箇相承』の、「代代の聖人悉く日蓮なりと申す意なり」

(聖典三七九)

との御聖意からも明らかのごとく、年齢、学解等に関係なく、法体相承を受けられたその御内証には日蓮大聖人の御生命が直ちに宿られるのである。不信心な貴殿らにはその不思議が信じられないところから様々な疑念が生じてしまうのである。「我即法界・法界即日蓮」「事の一念三千」の甚深の義を深く信解すべきである。

次に法門相承とは、『本因妙抄』に、

「此の血脈並びに本尊の大事は日蓮嫡々座主伝法の書、塔中相承の稟承唯授一人の血脈なり」（御書一六八四）と仰せのごとく、総じての法門相承の中においても、特に法体の血脈に関する御法門、御本尊に関する御法門については、唯授一人に相承せられるのであり、これが所謂、通常血脈相承と拝称せられる御相承である。この御相承において、所謂金口と金紙と称せられる兩種の御相承が存するが、その在り方については、貴殿らが邪難するような若年の御法主の場合と、またあらゆる下種仏法の法義を極められたお方とでは、御相承の形や在り方から相違があり、そこに歴史上、様々な在り方が存した所以があることは先に述べたごとくである。貴殿らが若年貫主と邪難する御法主上人に、法体相承、法門相承いずれの上からも何の不都合もないことを信解すべしと呵しておく。

(4) 要法寺出身の御法主上人についての誹謗

次に貴殿らは、「大石寺第十五世日昌上人から第二十三世日啓上人までの九代にわたる約百年間は、京都要法寺出身の法主が続いたことにより、様々な悪影響があった」と難じている。それはたしかに一面を見ればそのように言われるべき事柄も存したが、次項でも述べるごとく、最終的には御仏智とこれらの方々の自浄の信心によ

り、その欠点もすべて浄化されたのである。他方、これらの貫主の方々により大石寺が大いに興隆したことはまぎれもない事実である。すなわち、江戸における常在寺の建立、常泉寺の教化改宗等の教線の拡大、総本山における御影堂の建立、続いて二天門、梵鐘、総門等の境内整備、更には細草檀林の設立と興学など、これらの貫主の方々、わけても日精上人の代における宗勢の発展には目を見張るものがあつたのである。

貴殿らが宗門中興の祖として特に称讃する、総本山第九世日有上人御遷化の文明十四年（一四八二）より、第二十六世日寛上人御登座の享保三年（一七一八）までの二百三十六年間は一瞬に過ぎ去つた訳ではない。大聖人が『四恩抄』に僧の恩を仰せのごとく、その間の十七代の御法主上人によつて、厳然と大石寺に法が伝えられたのである。その中の九代が貴殿らが誹謗する要法寺出身の御法主上人であるが、この方々について御法主上人猊下は『創価学会の仏法破壊の邪難を粉碎す』において、

「九代のうち、実に七代の方々が、若い学衆のうちに大石寺に登り、本宗の僧侶として当家の法義を修学されているのであり、そこに血脈法水への絶対の信が確立していることは明らかであります。つまり、大石寺門家の正しく、かつ、有り難いところは、血脈相承を中心とし、背骨とする信条・化儀が、一時の表面上の在り方とは別に一貫していることです。そこに一時的現象とは異なる、清純・不濁の正道がいかなるものにも汚されず、一貫・不断に存在する。それこそ、創価学会が不信・否定する、唯授一人の血脈相承の不思議な法体なのです」（同書六三二）

と御指南せられている。この御指南のとおり、九代の要法寺出身の御法主上人方は結局のところ、清浄なる富士の法義を確立せられたのであり、更に申せば、この九代の間に確固たる宗門発展の基も築かれたのである。その中で、常在寺における日精上人の御説法聴聞の縁により、日寛上人の御出家もあられたのである。貴殿らは、要

法寺出身の九代の御法主上人、わけても日精上人がおられなければ、日寛上人の御出家の縁もなかったことを、因縁の上に深く信解すべきである。そしてまた、日有・日寛両上人の間の時代における、十七代の御法主上人方には、当然のことながら、別け隔てなく、その御内証に日蓮大聖人の御命が宿り給うことは言うまでもない。それが先に挙げた、日頭上人御指南の「唯授一人の血脈相承の不思議な法体」であり、『御本尊七箇之相承』の「代代の聖人悉く日蓮なりと申す意なり」の御文こそが、その証明である。貴殿ら創価学会や離脱僧が底下不信の一闡提の分際で、あの猥下はよい、この猥下は悪いなどと偉そうに評論すること自体、分を弁えぬ極大謗法であると呵すものである。

(5) 日精上人に対する事実誤認の大謗法

貴殿らは、日精上人が、「要法寺広蔵院日辰の影響を受け、釈迦像造立、法華経一部読誦などの謗法を犯した法主である」と誹謗している。

この日精上人に関する問題は、従来、宗史上の不可思議な出来事と捉えられていたため、貴殿ら創価学会と離脱僧は信心の攪乱をねらってしつこく悪用してきた。今回の誹謗の内容もこれまでと同轍の悪質なものである。

「日精上人は要法寺流の造仏・読誦の思想を持っておられた」とする見解は、古くは第三十一世日因上人にあられる。日亨上人はこの見解を踏襲され、『富士宗学要集』等で日精上人の記述に対し評論を加えられているのである。

日精上人には敬台院等の大旦那が帰依しており、これらの方々の教導のため『随宜論』という造仏擁護の著述が存した。この書の真意は単なる造仏擁護ではなく、当時の状況に応じた止むを得ざる一往擁護、再往制止なので

あるが、一見、造仏擁護に見えることは否めない。よって日精上人の記述は要法寺流の化儀に傾いているとの印象を懐かれた日因上人・日亨上人が、『日蓮聖人年譜』等の日精上人の著述には注意を要することを慮られて、後代のために論評を加えられたのである。

しかしここには多分に誤解が含まれており、実際には日精上人の御化導は撰受的な部分は存するものの、基本的に当家の正義を逸脱することではなく、前項でも述べたごとく、むしろ困難な状況の中で、宗門のあらゆる面を復興に導かれた御方であられたのである。

つまり「日精上人に誤りはなかった」のであり、御当代日頭上人猥下はこのことを明らかにされたのである。要は日因上人や日亨上人が、日精上人の『日蓮聖人年譜』等の記述に誤解が含まれたにすぎないのである。

その誤解とは、要法寺の造読家の寿円日仁の『百六対見記』における、常在寺、常泉寺等の仏像を撤廃されたのは、日俊上人であるとの記述や、更に『随宜論』を御覧になり、日精上人には後々まで造仏思想が存したと思い込まれたことにある。

ただし、帰伏寺院である常泉寺では暫くは仏像があつたかもしれないが、それは日精上人の造立ではないこと、御登座以後の日精上人には、造仏思想は一切見られず、逆に、当家の別体三宝式を明確に表明した総本山客殿の宗祖大聖人、二祖日興上人の御影を造立されたのは日精上人であられ、これは宗祖日蓮大聖人を、久遠元初の御本仏と信解されていた証拠であること、また敬台院に対する厳しい、仏像廃棄の指導からも、御登座後の日精上人が厳しく富士の化儀に則られた御化導をなされたことが明確に拝されるのである。以上のことは、すでに時局協議会、総本山在勤非教師有志の創価学会破折文書においても明確に論じたところである。

なお御法主日頭上人猥下は、『創価学会の仏法破壊の邪難を粉碎す』の中で、日寛上人の『文底秘沈抄』の、

「而して後、法を日目に付し、日目亦日道に付す、今に至るまで四百余年の間一器の水を一器に移すが如く
清浄の法水断絶せしむる事無し」
(六卷抄六五)

との仰せを引かれている。これは創価学会の日目上人以後の血脈相承への疑いを破折するために挙げられたものである。貴殿らが尊い御法主上人と信伏随従する日寛上人の御指南に、このように明白に御自身まで清浄に血脈法水が相承せられていることを仰せなのである。ならばこの日寛上人の仰せをそのまま信ずべきではないのか。それともこの文は、日寛上人の誤りだということなのか。

要するに貴殿らはこの仰せを拝し、素直に自らの誤りを認めるべきである。そして、日精上人を始め、日寛上人までの全ての御法主上人に対し奉り、血脈相承を誹謗したことを深くお詫び申し上げ、今後一切、そのような誹謗をしないと、堅く懺悔すべきであると思うがどうか。

(6) 日正上人・日開上人に対する不知恩の誹謗

次に貴殿らは総本山五十七世日正上人に対し、大正十一年十月十三日、「立正大師」号が天皇より宣下となつた際、東京・築地の水交社において、日蓮宗管長・磯野日筵の導師で他門の管長ら六人と共に読経・唱題に及んだ」と誹謗し、また、総本山六十世日開上人に対しては、昭和六年、「立正」の勅額降賜にあたり、「身延山久遠寺への下賜に反対しなかったことは大聖人の御廟が身延にあることを認めたこと」と非難している。

しかるに、この立正大師号の問題については、御先師日達上人が次のように述懐せられている。

「大正十一年の秋の頃と思うが、日蓮大聖人に大師号が宣下になるといふ問題が起きた。勿論、身延あたり

の策動であったのだろう、文部省から日蓮門下各派へ、大師号を下賜するから門下連合して頂戴に来るよ
にとの通達があった。其の頃上人(※日開上人)は宗務院総務であったから急遽登院して宗会を招集せられ、
その仕儀を協議せられたのである。私はそれを聞いて(中略)大師だとか、菩薩などの称号は要らない(中
略)ということを書いて建白書として宗務院宛上人に送った。(中略)『お前の云う事はよくわかっておる、
しかし今の宗門は非常に小さくて力が無いのである、今文部省に抵抗してもどうにもならない、もう暫時待
って宗門を大きくしてからでなければどうにもならない、もう少し辛抱しなさい』と諭された」

(日開上人第二十五回遠忌記念 序・達全一―五―七二〇)

この日達上人のお言葉に明白なように、日蓮正宗僧俗であれば、当然のことながら、御本仏に対し奉る大師号
の下賜を懇望したり、勅額降賜を喜ぶわけがないのである。まして謗法の身延と連合しての運動などに反対なの
は当然のことである。日達上人は日正上人のお弟子であられたが、常泉寺の在勤所化として、同寺住職であり、
且つ宗務院総務であられた日開上人宛に本宗僧侶としての率直な心情を綴った建白書を送られたのであろう。

しかるに当時、御当職の日正上人におかれても、御本心はまったく同様のお気持ちであられたことは想像に難
くない。それは日正上人の御代に、日蓮宗富士派から単身日蓮正宗へと宗名公称を果たされたことから分かる
ように、日正上人は大変に豪胆な性格であられたからである。大師号下賜に賛同することが日正上人の御本意で
ないことは言うまでもないが、日達上人も証言されるように、宗会を招集し、当時既に存した日蓮宗統合問題な
ど、様々な時局問題のしがらみの中で、宗内の意見も十分に徴されたうえで、宗門として、止むを得ず賛同をお
決めになられたのである。けっして日正上人お一人の御責任などと言える状況ではない。

また、日達上人は日開上人について、

「上人は資性篤実で謹厳至誠の方で、法主上人の命はただ之れ畏み従うという人であった」

(達全一―五―七一―九)

とお述べである。すなわち日開上人の代における勅額下賜賛否の件も、そのような重大な案件を御一人で勝手に決められるものではない。当然、御隠尊の日亨上人からも御指南を戴き、且つ宗内の意見も徴されたであろうことは、長年宗務院総務を務められた日開上人としては当然のことである。

要は、日正上人、日開上人だけが、極悪法主であるかのように喧伝する創価学会の誹謗は、当時の宗門の実情をまったく無視した大謗法の言というほかはないのである。

その証拠としては、かつて創価学会の『大白蓮華』には『五十七世阿部日正上人の御臨終』と題する創価学会草創の幹部、辻武寿の稿が掲載されている。そこには、

「(日正上人の)ご臨終の御相は、常日頃の説法に寸分違わず、色あくまで白く、半眼半口にして誠に安祥たる御姿であられた。(中略)一宗のはせ参じたすべての人々が異口同音に、『さすがは正師』と、その立派な臨終に感嘆しないものはなかった」
(大白蓮華五六―一七)

と日正上人の御徳を真心から賛嘆していたことがあげられる。それが、いつから大謗法の法主に変わったのであるのか。

また日達上人は、日開上人の御臨終につき、

「上人は七十一歳で蓮葉庵にて御遷化になられた。七日間坐棺して居間に安置せられてあったが、柔和な顔、端正な目鼻立ちは少しも形を変えず、実に仏身の相貌を私共に示された如くであった」(達全一―五―七二〇)

とお述べである。

このように日正・日開両上人には、御高德なる臨終の相をお示し遊ばされたのであって、貴殿らの大謗法の法主などの邪難こそ誠に不知恩の大謗法であり、舌爛口中の敵罰を被ることは必至であると言っておく。

(7) 日恭上人に対する誹謗こそ不知恩の極み

更には貴殿ら創価学会と離脱僧は、総本山第六十二世日恭上人に謗法行為があったとして、〃御書の御文の削除、御觀念文の変更、伊勢神宮遙拝、神札問題、戦争協力〃等を挙げている。

これら貴殿らの言い分の中には、事実とは異なる誤解も多分にある。貴殿らは、総じて戦争中の様々な在り方は、令法久住のためであったとの宗門の説明を批判し、宗祖大聖人の鎌倉幕府の弾圧、竜の口の法難等におけるお振る舞いに照らして、宗門の言い分には仏法上の道理がなく大謗法であると非難している。そして総本山大坊の焼失と、その火災における日恭上人の御臨終は、今まで宗門を守るために露骨な表現は控えてきたが、実は仏罰であるなどと非道極まる誹謗をなしているのである。

まず御書の件とは、昭和十六年八月、及び九月に、宗務院より御書全集（※準備中のもの）の刊行禁止と、それに代わり祖書要典を使用する件、また祖文纂要中の十四書につき、部分的に字句の使用を控えるよう通達を行なった件である。

これらのうち、御書全集の刊行禁止については、宗務院通達中の「上老会議ノ協議ヲ経テ参議會ニ諮問ノ上左記の条項決定候」の文に注目しなければならない。すなわち、昭和十六年の時点においては、宗門には、五十九世日亨上人、六十世日開上人、六十一世日隆上人の三御隠尊猊下がおられた。まして御書全集刊行禁止など御書

の件に関しては、日亨上人が学匠として権威をお持ちであり、当然、当局の命令を受け、かかる決定を御裁可なされたものと拝される。また祖文纂要中の御書要文十四箇所についての文字削除についても、時局を鑑みた止むを得ざる決定であり、祖文纂要を再編纂する形をもって、当局の文字削除命令に応えるという、苦肉の策が採せられるのである。これとても御隠尊並びに御当職日恭上人をはじめ、上老会議・参議会等、当時の宗門中枢の方々の決定であり、また、この具体的な文の削除に関する指導決定は日亨上人がなされたのである。従って、これらの決定の一切の責任を、御当職の日恭上人一人に押しつけるのは、当時の事情を弁えない痴言である。

次に御観念文の改変とは、時局に鑑み、初座より五座までの観念文を簡略化した件であり、更に伊勢神宮遙拝とは、昭和十七年十月、文部省より「神嘗祭當日神宮遙拝に関する件」との通牒が全宗教団体・全国の各種学校・各種団体宛てに発せられ、本宗に対しても管長宛てに通達され、これを承けた通達を宗務院より宗内教師等に発した件である。

この御観念文の改変や昭和十七年十月の神宮遙拝に関する文部省の通牒については、その以前から、宗門と政府軍部との折衝があったことと無関係には論じられない。当時の日本は軍国化の真っ只中にあり、昭和十五年施行の宗教団本法に基づき、殊に軍国主義的色彩の強かった日蓮各門下において、強力に合同政策が押し進められていたのである。これに対し、日蓮正宗においては昭和十六年三月十日、僧俗護法会議を開催し、身延派など日蓮宗との合同は、これを断固拒否したのである。かかる状況に鑑み、徒らに他の瑣末な事項をもって当局を刺激し、身延派との合同の強制執行などという事態に至ることだけは何としても避けなければならない状況があった。そこにこれらの通牒などを敢えて拒否しなかった理由が存する。

また次に貴殿らは、日蓮正宗に大謗法の神札問題があったというが、宗門にはそのような記録は全く存在して

いない。ただし、戦時中、大石寺の書院が国家に徴用され、「中部勤労訓練所」とされたとき、その責任者らが、床の間に神札を祀ったことがあった。しかし、それは徴用した国家側が行ったことで、大石寺として祀ったわけではない。

また神札に関するもう一つの件は、貴殿ら創価学会側の機関紙誌、『聖教新聞』と『大白蓮華』に掲載された記事中の渡辺慈海師から神札に関する申し渡しがあったとする件である。すなわち昭和十八年六月初旬、牧口氏、戸田氏ら創価学会幹部が命により登山すると、御当職日恭上人、御隠尊日亨上人同席の場で、内事部長渡辺慈海師から「神札をくばってきたならば、一応受け取っておくように」との申し渡しがあったとするものである。

この件についての御先師日達上人の追憶によれば、当時神札絡みで日蓮宗各派に呼出しがあり、その時に出席したのが堀米師（後の日淳上人）で、結局その折の宗門の結論としては、

「宗門としても神札を祀るなんてことはできないからね、一応うけるだけうけ取って、住職の部屋のすみにでも置いておこうという話になったわけです」（『宗門夜話』聖教新聞三七〇―八・達全一―五―六四六）と仰せのようになったのである。

このようにこの件は当然渡辺慈海師の一存ではない。御同席の御当職日恭上人、御隠尊堀日亨上人両猊下はもとより、堀米師（日淳上人）をはじめ当時の宗門中枢の考えとしては、軍国主義体制の厳重な信教統制の中での神札配布という異常な事態に際して、不本意ながらもこれに従うということは確かに謗法には当たる。しかし、これを断固拒否した場合、それが藪蛇となつて、身延との合同という、大聖人の下種仏法の根本たる血脈法水の断絶という重大事態を招く恐れがあり、それだけは何としても避けなければならないとの結論に達し、貴殿らの機関誌に掲載されている創価学会幹部の総本山への登山という状況が生じたのである。

しかるに貴殿らは、このような宗門の方針に対し、〃宗門は戦争に協力した〃宗門は軍部の権力を恐れ迎合した〃と誹謗し、剩え日恭上人の御臨終はその戦争協力の謗法によって受けた罰であると口汚く罵っている。

それでは貴殿らに詰問する。当時は宗教団体法施行により、日蓮宗合同政策が強力に進んでいた。もし日蓮正宗が神札拒否、一切の通牒拒否という出方をした場合、軍部の反発と弾圧は必至であり、日蓮宗との併合の強制執行はほぼ確実であった。万一そのような事態になり、大石寺は日蓮宗身延派の末寺となり、赤や紫の袈裟・衣をつけた僧侶が大挙入り込んで、塔中を闊歩し、清浄な血脈法水が断絶した方が良かったのか。この是非を回答せよ。神札を受け取る謗法と、日蓮正宗が日蓮宗身延派に吸収され血脈法水が途絶える極大謗法との是非得失に迷い、あくまでも神札を拒否すべきであったというのなら、貴殿ら創価学会と離脱僧は、正しい思慮分別を持たぬ大うつけ者であると断定する。

また貴殿らの初代会長、牧口常三郎氏がこの件に関して、宗門の対応を「何を恐れて居るのか知らん」と言ったなどという記事があったように思う。まさか本当に牧口氏がそのように述べたとは思わぬが、万一、そうだとすれば、牧口氏の認識不足も甚だしいと言わねばならない。大聖人の仏法の令法久住は死んでしまっってはけつして実現はできない。牧口氏の死身弘法の実践は尊い。しかし、日蓮正宗には末法万年令法久住のために、何が何でも、生き抜いて正しく強く清浄に守り通さなければならぬ根本の大事がある。それが血脈の法体なのだ。

次にまた、このような「神札問題」を始めとして、戦時中における教義上の重大問題の決定に当たっては、日恭上人お一人で為し得るものではない。当時の宗門内で、学匠として、また御隠尊猊下として厳然と控えておられた日亨上人、更に宗門の中枢におられた堀米師（日淳上人）等が、そのような宗門の方針をお決めになられた大きな力と責任を有しておられたことは言うまでもない。だからこそ「神札問題」に関する貴殿らの登山の折に、

渡辺慈海師一人ではなく、日恭上人と日亨上人も、態々立ち会っておられるのである。

貴殿らの言い分からすれば、日亨上人と堀米師（日淳上人）も、このような重大問題に関する連帯責任の上からは、誹法ということになるがどうか。それともこのお二方だけは、創価学会を理解した功績があるので、特別に誹法がなかったことにしておくてもいいのか、またお二方が誹法かどうかを決定するそんな権限が貴殿ら創価学会にあるのか、絶対にあり得ないと反駁しておく。

従って、貴殿ら創価学会と離脱僧が、この猥下は誹法、この猥下は誹法でないなどと、裁判官気取りで勝手な判定を下すほど不逞不遜ことはなく、まして、これらの戦時中の宗門の対応を誹法とし、その原因がひとり日恭上人のみあるとし、その御臨終までを悪しざまに罵ることは、仏法上の誹謗の罪は当然のことながら、実に冷酷にして無慙な所業であると呵しておく。

日恭上人の御最期は確かに、明治維新における廃仏棄釈以来の神道中心の国家的誹法行為と、その結果としての戦争の世紀を総括される一切の責任を負われた崇高なお振る舞いであられたことは、その従容たる覚悟のお姿によって明白である。特に、日恭上人の御遷化後、僅か二カ月も経たぬ八月、広島、長崎に原爆が投下され、数十万の人々の猛火による犠牲をもって戦争が終結し、国家神道の誹法が終焉すると同時に、平和憲法による信教の自由の時代を迎えたのである。この仏法上の重大なる意義と日恭上人の御遷化とはけっして無関係ではあられないと固く信ずるものである。

これまでの時局協議会や総本山在勤非教師有志からの破折で貴殿らも承知している筈だが、戦時中、創価教育学会や牧口・戸田両会長が、軍部からの弾圧を受けた反面、その活動、言動には戦争翼賛の性格がかなり見られることを、創価教育学会の顧問に、野間口海軍大将を招請した件なども含め、様々な資料を挙げて指摘してある。

戸田城聖氏が会員に宛てた『通牒』中には、皇祖天照大神等への武運長久の戦勝祈願を行う指令や、皇大神宮の御札に不敬のないようになど、貴殿らが宗門を謗法と誹謗する行為を指導しているではないか。創価学会がすることなら、これらのことも謗法ではないとして容認するのか、これについても頼り過ぎずに返答すべきである。いかに言い訳をしようと、創価学会は日蓮正宗七百年の伝統の上に、日蓮大聖人の御法に帰依することができたのであり、更に宗教法人を取得するにあたっては、宗門の大きな理解と包容により、許可を戴いた筈である。その大恩を仇で返す忘恩鬼畜の所業とは、まさに貴殿ら創価学会と離脱僧であると断じておく。

(8) 近世御歴代上人への許されぬ誹謗

更に貴殿らは、総本山第五十三世日盛上人、同第五十五世日布上人、同第六十世日開上人などを口汚く罵り、「唯授一人の血脈相承」を誹謗している。

その中で、第五十三世日盛上人については、「相承もせず失踪」などと誹謗している。しかし、日盛上人が大石寺を退出なされた後は、再度御登座遊ばされた日英上人、日霽上人の両上人が後を承けられ、血脈法水を厳然と護られたのであり、貴殿らの血脈断絶の邪難はまったく当たらない。

また第五十五世日布上人については、御開扉に関して、謗法の者に御開扉を許可したことが怪しからぬとする邪難である。

しかし、日寛上人は『文底秘沈抄』に、

「大石の寺は御堂と云い墓所と云い日目之れを管領せよ等云云。既に戒壇の本尊を伝うるが故に御堂と云い」

と仰せになり、日有上人は『化儀抄』に、

「法華宗の御堂などへ他宗他門の人参詣して散供参らせ花を捧ぐる事有り之れを制すべからず」

と仰せである。これらの御先師の御指南の上からも、日布上人がその時の人士に対し、化導の結縁を慮られて、特別に御開扉をお許しになられたとしても、それは御法主上人の権限であり、何の問題もないのである。

次に貴殿らは第六十世日開上人に対しては、「総本山第五十八世日柱上人を孤立させ、数の力を頼んで猊座から引きずり下ろした。この「柱師下ろし」には第六十一世日隆上人、第六十四世日昇上人も進んで加担している」とどと誹謗している。

この貴殿らの誹謗は全くの捏造であると呵すものである。日開上人が数を頼んで日柱上人を猊座から引きずり下ろしたなどと実しやかに誹謗しているが、一体その根拠は何処にあるのか。そんな証拠はどこにも全く存在しないではないか。先にも日達上人の追憶を掲げたが、もし万一そのような振る舞いを日開上人がされたとすれば、如何に常泉寺に在勤して日開上人にお世話になったとはいえ、あの剛毅な日達上人が「(日開) 上人は資性篤実で謹厳至誠の方」などと事実と異なる追憶の言葉を述べられるであろうか。

この件に関して、日顕上人猊下は、去る平成四年の教師講習会における御指南の中で、

「例えば、皆さん方の総意で私に退座を求めたとします。(中略) 仮に皆さんが、退座すべしとの決議をしたならば、私は沈思して考えます。つまり、それが宗門にとって、また、御法のために必要であるならば、私は

自らの意志で退座することもありうるということでもあります。しかし、それが御法のためにならないと判断

した場合には絶対に退座致しません」

(大日蓮五六〇―四四)

と御指南遊ばされ、日興上人の『二十六箇条』の、

「衆議たりと雖も、仏法に相違有らば貫首之を摧くべき事」

(御書一八八五)

との御文を引かれた上で、日柱上人の場合には、

「衆議が色々出て、それを日柱上人が深くお考えあそばされた上で、ここは私が退いたほうが御法のためになるとの、自らの深い御思慮の上からの決断であったと拝するのであります」 (大日蓮五六〇―四五)

と仰せである。貴殿らの誹謗の根拠は当時の報道記事などであろうが、御法主上人猊下の甚深の御胸中は貴殿ら凡下の者の想像を遙かに越えた崇高な御境界であられるのだ。

たとえ御法主上人猊下であられたとしても、凡夫の御立場であられる以上、様々な因縁はおありになる、それについて、後の日隆上人や日昇上人が御一考を戴く意味で、決議に参加されていたとしても、何の問題もない。そんな道理の分からぬ者は大馬鹿者というほかはない。

日蓮正宗の宗内は、貴殿ら創価学会や離脱僧のような三毒強盛の悪業の衆生が住む怨念の渦巻く名聞名利の世界ではない。大聖人様、日興上人様の常住の御仏智に照らされた誠に清浄な信心の世界なのだ。故に日柱上人も一度、御退座が決まれば、肅然と日亨上人に御相承を遊ばされたのである。貴殿らは日頭上人憎しの怨念から、高潔な日開上人までも誹謗する。その罪は誠に大きいと呵しておく。

(9) 大謗法の創価学会流「血脈ワープ論」

貴殿ら創価学会と離脱僧は、ここで再び、「七百年の正統血脈の断絶」は主張していない、ただし法主から法主への「法灯連綿」は否定する”という、大謗法の血脈ワープ論を展開している。即ち貴殿らは、日有・日寛上人が「中興の祖」と仰がれるのは、これらの先師方が、衰退・墮落した宗門を再生・復興させたからであると、戸田会長の次の言葉を引いている。「大聖人のご教義は、深淵にして、厳博であつて、愚侶の伝えうべきことではないのに、賢聖時に応じてご出現あらせられ、なんら損するなく、なんら加うるなく、今日まで清純に、そのままに伝えられたということは、(中略)実に偉大なる功績ではないか”そして貴殿らはこの戸田氏の言を、”七百年の宗門史は「愚侶」による伝持であつたが、「賢聖」が「時に応じて」出現したがゆえに、大聖人の正法正義が今日まで清純に伝えられたとの意味である”と故意に曲解し、宗門七百年の史実は「血脈断続」の歴史だとして、少年法主、破戒法主、いい加減法主、謗法法主、無責任法主、軍国主義法主、凡庸法主など様々な「愚侶」の法主が出たと、まさに言いたい放題の侮蔑の言葉をもって御歴代上人を誹毀讒謗している。また貴殿らは、「興・目・有・寛師の御事跡の偉大さは誰人も否定できない”とし、日興上人、日目上人の行躰を鏡とし、日寛上人根本の教学を立て、日亨・日淳上人の御業績に学ぶことが血脈仏法の正道であり、創価学会こそ正道の信心なりと自慢の悪見を述べている。

ここで貴殿らに申しておく、貴殿らは、まるで戸田会長が血脈ワープ論を唱えていたかのような言い方をして、いるが、それは全くの誣言である。何故ならば戸田氏は、「七百年の宗門史は「愚侶」による伝持”などとは一言も述べていないからである。

「七百年間、チリもつけず、敵にもわたさず、みなみな一同、代々不惜身命の心がけで」

(戸田城聖全集一―四四)

と、丑寅勤行をはじめ、代々の御法主上人の七百年に及ぶ弛まざる化儀を賛嘆しているのである。けっして特別な御法主上人だけを賛嘆したものではない。

ましてや「愚侶の伝えうべきことではない」ところの大聖人の教義が、七百年後の今日まで清純に伝えられて来たことは、勿論、日有上人や日寛上人などの「賢聖時に応じてご出現あらせられ」たお陰ではあるが、七百年という長い間、絶やすことなく、大聖人の御法と教義を清純に伝えることができたのは、貴殿らが賢聖と称する方々以外の、中間の御法主上人猥下が愚侶ではあらなかった証拠ではないか。もし仮に三人か、四人の僅かな賢聖の御法主上人だけが御出現せられても、他の御法主上人が全て愚侶ならば、どうして七百年もの間、御法と教義を清純に伝えることができよう。それが清浄に日蓮正宗に仏法が伝持されていることこそ、血脈法水が清らかに流れている証拠なのであり、代々の御法主上人が愚侶などであられない厳然たる証拠なのだ。だからこそ戸田氏は日蓮正宗の僧侶の大功績と題して賛嘆しているのである。貴殿らが言うような血脈ワープ論などは、大謗法の己義邪見であると呵すものである。

ここで一つ教えておこう。貴殿らが賢聖の御法主上人と尊敬する日亨上人と日淳上人は次のように説かれている。まず日亨上人は『化儀抄註解』に、

「此仏と云ふも此菩薩と云ふも（中略）末法出現宗祖日蓮大聖の本体なり、猶一層端的に之を云へば・宗祖開山已来血脈相承の法主是れなり、是即血脈の直系なり」

(富要一―一一七)

と述べられ、また日淳上人は初転法輪の御説法において、日蓮大聖人・日興上人・日目上人の御相伝をのべられ

たあと、

「我が日蓮正宗は、この相承の家にありまして、この大聖人の尊い教を七百年の間一系乱れず今日に伝えて居る次第でございます」
(淳全上一九四)

と、七百年間の正統血脈を一系乱れぬ相伝と明らかに述べである。貴殿らの、「法主から法主への「法灯連綿」によって正法正義が伝えられてきたというのはまったくの幻想である」との説は、この日亨上人・日淳上人の御教示に真つ向から背くものである。貴殿らはたしかこのお二方を「賢聖」の御法主上人としていた筈ではないか。

「賢聖」の御法主上人の御指南に背いてよいのか。はつきり貴殿らの主張との矛盾を答えるべきである。

また貴殿らのかかる血脈相承に対する誹謗は、煩を厭わず再度挙げれば、左の日寛上人の、

「而して後、法を日目に付し、日目亦日道に付す、今に至るまで四百余年の間一器の水を一器に移すが如く清浄の法水断絶せしむる事無し」
(六卷抄六五)

との仰せにも背くものであり、また当然ながら日有上人の『化儀抄』における、

「手継の師匠の所は三世の諸仏高祖已来代代上人のもぬけられたる故に」
(聖典九七四)

との血脈法水に基づく師弟相對の御指南にも背くものであることは当然である。

要するに貴殿らは、日有上人・日寛上人・日亨上人・日淳上人を「賢聖」などと持ち上げておきながら、その御指南には、少しも信伏随従していないのである。まさに御先師日達上人に対して面従腹背していた時と全く同じ、悪逆極まりない体質であると指摘しておく。

(10) 二七本尊の創価学会は、広宣流布も二七広布

さて貴殿らはこの項の最後に、広宣流布が創価学会によって進展しているなどという勘違い、幻惑も甚だしい贅言を並べている。だがこのような貴殿らの詭弁を打ち破るのは、ただ一言、日達上人の、

「日蓮正宗の教義でないものが一閻浮提に広がっても、それは広宣流布とは言えない」 (達全二一六―二九五) のお言葉だけでよい。貴殿らの百・千の妄言も一瞬に吹き飛んでしまうのだ。

日蓮大聖人宗旨建立以来、七百年の長きに亘り、富士の麓に正法を厳護し来った日蓮正宗を壊滅せんとする、極悪の仏敵こそ貴殿ら池田創価学会と離脱僧である。

貴殿らはその邪論において、『生死一大事血脈抄』の、

「信心の血脈なくんば法華経を持つとも無益なり」 (御書五一五)

の文を引き、「信心の血脈」が根本であり、『化儀抄』の、

「信と云い血脈と云い法水と云う事は同じ事なり」 (聖典九七七)

の仰せと、日亨上人の『註解』の、

「信心と血脈と法水とは要するに同じ事になるなり」 (富要二―一七六)

との仰せを挙げ、更に日顕上人猊下の、

「血脈相承とは、信心の血脈がその基をなす」 (顕全二―一―三四〇)

「日蓮日興唯授一人の相伝血脈は、その信心において万人に通ずる」 (顕全二―一―三四八)

との御指南を悪用し、だからこそ、我々は「血脈の真義」が大御本尊と御本仏大聖人への「信心」であるとす

解している」と嘯いている。

この言は一見、正論に見える。しかしながら、もし一般大衆による、大御本尊と御本仏大聖人への「信心」だけが血脈の真義だというならば、それは御相承書の、

「日蓮一期の弘法、白蓮阿闍梨日興に之を付嘱す、本門弘通の大導師たるべきなり」 (御書一六七五)

「血脈次第日蓮日興」 (同)

の御相伝の意義を無視するものであり、更には、

「代々の聖人悉く日蓮なりと申す意なり」 (聖典三七九)

の御相伝や、日寛上人の『三宝抄』の、

「問う、三宝に勝劣有りや。答う、此れ須く分別すべし、若し内体に約さば實に是れ体一なり。(中略)一

器の水を一器に瀉すが故に師弟亦体一なり、故に三宝一体也」 (歴全四―三九二)

との御指南にも背くものとなる。

要は「法体の血脈」を根本とした上での僧俗異体同心の信心の血脈こそが、成仏の叶う生死一大事の血脈であると貴殿らに教えておく。要するに貴殿らは日蓮正宗の代々の御法主人猊下に伝わる御本尊の甚深の法体相承が信解できず、怨嫉しているのである。この仏法の根本への不信と怨嫉の故に、恐れ気もなく、ニセ本尊などの製作販売ができるのだ。

貴殿らは「創価学会の邪義、毒気を宗門から一掃でき、僧俗一致の真の広宣流布への体制が構築できた本年、宗旨建立七百五十年こそ、まさに法礎建立の年だ」との歓びの声が、宗内に充ち満ちていることを知らないのか。

貴殿らは「日興門流の正統血脈は、いまや世界中のSGIメンバーによって伝持流布されている」などと大見

得を切っているが、ただ数を競うだけなら、キリスト教徒やイスラム教徒の方がずっと多い。人数の多寡で正義が決まるのではないことは宗教上の正義判定のイロハである。

宗旨建立七百五十年の本年、我が日蓮正宗は、SGIと創価学会の恐怖のしがらみから逃れた真の仏子と、日蓮大聖人の尊い仏法に縁を結んだ全世界の地涌の友により、大歓喜の中に、末法広宣流布の礎たる法礎建立の年を迎え、いよいよ真の広宣流布へ大前進する態勢であることを告げておく。

貴殿らSGIメンバーや創価学会員の悪質な悪口と迫害など物ともせず、率先垂範される御法主日顕上人猊下に信伏随従し奉り、日蓮大聖人への御報恩のため、全世界の一切衆生救済に向けて戦っている法華講員こそは、大聖人の御金言のままの真実の「賢王」である。御本仏大聖人、二祖日興上人をはじめ、御歴代上人におかれては、血脈仏法の正義の陣列に集い、広宣流布へ向け希望の出発を果たさんとする日蓮正宗僧俗の晴れ姿を、靈山より御照覧遊ばされ、心の底からお慶びのことと確信する。

三、立宗三月・四月説は相伝の深義

貴殿ら創価学会と離脱僧は、〃立宗三月説の根拠となる御書についてはいずれも大聖人の御真蹟が現存せず、反対に立宗四月説を裏づける大聖人の御書『聖人御難事』『諫暁八幡抄』には厳然と大聖人の「四月二十八日」との御真筆が残されている。この一事をとってみても、四月二十八日のみに立宗会を修することが門下の道である〃

などと、相変わらず身延ばりの御真蹟偏重の戯論を述べている。当方が、御真蹟の無い御書でも、例えば『開目抄』のように、御書はその意義内容を根本として尊重しなければならぬと教えた意味がまるで理解できていないのである。貴殿らの頭の悪さ頑迷さには呆れ返る。

また貴殿らは、立宗三月説について、〃近代の先師の説にない新奇さをあえて追い求め〃というが、立宗三月説は何も新奇な説ではなく、宗門に古来から存した。先の自称『憂宗護法同盟』の稚拙な落書には『堀米猊下は虚空蔵菩薩縁日を重視して、三月説正意欺（か）との主意であった。但し、その何れかを論断し難い。』（小川慈大遺稿集本）」と、〃丁寧にも日淳上人が三月説を正意と考えておられたかのように引用している。また貴殿らは〃先師方が、日興上人・日道上人の御書物に『三月』とあることを充分承知されていた〃とも述べているし、後文には、日達上人も三・四月両説を踏まえておられたことを自分たちで挙げているではないか。立宗三月の説は何も新奇な説などではないのである。それを新奇と言い張るのは、貴殿らの悪質な言いがかりであると指摘しておく。

日蓮正宗に於て、大聖人の御法門を論ずる場合、御歴代上人の御指南を度外視することはあり得ない。御書の文面上にある記述以外は認めようとしなない貴殿ら創価学会と離脱僧の姿勢こそ、日興上人以外の五老系と同轍であり、〃本宗相伝の教学に違背することに何の痛痒も感じない不埒漢、そしてまことに薄っぺらな驕慢児〃の典型である。

以前に送付した『離脱僧らの邪難を粉碎す』でも徹底して述べたが、大聖人自ら宗旨建立について「三月」と「四月」の両方を記されておられることは動かしがたいのである。それを会通する上で、根本としなければならぬものは、大聖人と唯我与我的御境界にまします日興上人の御指南であり、また日興上人から直接的に御指南を賜った日目上人、日道上人の御指南であることは至極当然の道理なのである。そして申すまでもなく、宗旨建

立七百五十年に当り、その道理の上から御指南を拝されたのが、御法主日頭上人猊下の御説法である。

貴殿らのように、あくまでも御真筆の存・不存のみをもって「四月二十八日のみに立宗会を修することが、どこまでも宗祖の史実に忠実たらんとする伝持の門下の道であろう」などという癡狂の論は、身延流の邪義か物怪の所為としか言いようがない。第一、我が日蓮正宗に於て正しい根拠に基づいて行う法要を、兎や角云う権利も必要も、貴殿らにはまったく存在しない筈ではないか。血迷う勿れと言っておく。

次に貴殿ら創価学会と離脱僧は、「日寛上人をはじめ、近代の法主のすべてが立宗四月説であり、血脈相伝の大事を声高に叫びながら、歴代御先師の行跡を貶めることは滑稽極まる自家撞着である」と御法主上人を誹謗している。

先に送付した『離脱僧らの邪難を粉碎す』でも述べたが、繰り返す言う。日寛上人が立宗の四月を仰せられても、それは三月を否定するものでは断じてないのである。貴殿らの主張は、立宗を「四月」のみに限定しようとする誠に偏った論理であると指摘するものである。

次に「法主以外にも故柿沼広澄（日明）師は、「大石寺に現存の真蹟、諫曉八幡抄には四月廿八日とあるから、百千の議論もいらず四月廿八日と致すべきである」（『大東院全集』第二巻）と断言している」として得々と大東院贈上人の言葉を引用している。しかし、大東院贈上人の遺稿集には、宗旨建立に関する考察が数箇所見受けられるが、貴殿らの疑難は、その一部分を悪辣な解釈をもって紹介しているに過ぎない。贈上人は何も三月説を否定されているわけではない。贈上人の見解には、

「但し遺文全編に渡って、三月説を四月説に訂正することは、尚疑義充分な所がある」とみえる」

との考察もあり、また、先に『憂宗護法同盟』が藁をもすがる思いで、三月説否定の根拠に担いだ日諦の「三」が四の古字「三」の写し誤りだとする説についても、

「静岡県駿東郡の根方の蓮興寺に安置する、日興上人の御本尊が、嘉暦三年とあるのを拝観した時、三を三と読み間違えて三月説が出たという推量は本当に文字通りの当て推量で、そう、現今の人が思う程三を三と誤るものではないとの感想を得た」
(同二―二二)

と日諦の説が「当て推量」であると、厳しく指摘されているのである。さらに、

『三』の字が『三』の誤植でないとするならば、内証の立宗日が、三月二十八日であったかもしれませぬ」
(同四―七七)

とも述べられているのである。大東院贈上人の沢山の遺稿中、一部を以って全体的な見解だとするのはまさに、木を見て森を見ない類である。後にも述べるが、大東院贈上人は富士年表作成委員会の委員長を務められており、その最初の検討委員会において、まさに「宗旨建立三月二十八日」の項の記載が決定されたことには、日達上人の御指南はもとより、かかる大東院贈上人のお考えも当然反映されていると思われるのである。

貴殿らは、大東院贈上人の遺弟方がどのように思っているかなどと言うが、そんな心配をする前に、自分たちの愚かしさを顧みるべきである。貴殿らの言い分には大東院贈上人の遺弟方も失笑を禁じ得ないこと請け合いである。

四、日頭上人の御指南は御報恩の一念

貴殿らは、我らの論旨に対し、勝手に毒づいていると言うが、「毒づいて」とは方向違いで、そっくりそちらに返しておく。貴殿らの蒙昧を開かんとする慈悲の良薬を毒と思う貴殿らは、まさに文字通りの「毒気深入失本心故」と言うほかない。それも雁首そろえた全員が全員、毒気がよほど深入しているらしく、先に貴殿らに送付した良薬たる『離脱僧らの邪難を粉碎す』の説明が全く理解できていない。日亨上人が『御書全集』に立宗「三月」の御書を「四月」とされた理由について懇切に説明してあるので、該書の一七〇一九頁をよく読むべし。こちらの破折に反論もできずに、繰り返し同じ邪難をしかけるなど、凡そ常人の所為とは思えぬ。改革同盟などとは笑止千万、愚癡蒙昧の徒党であると断ずるものである。

日亨上人は『御書全集』の刊行に当り、「『清澄寺大衆中』の立宗の日を古来所伝の「三月」ではなく「四月」とされた”のではけつしてない。それ以前の近年に他門から刊行され、宗門においても用いていた御書が、すべて「四月」に改変されていたのである。日亨上人は単にそれを踏襲されたにすぎない。単に踏襲されたにすぎないことは『御書全集』の『破良観等御書』の記述が「春の比」のままとなっていることによっても明らかである。

さらに、『離脱僧らの邪難を粉碎す』一九頁で指摘したが、何も反論が無いところを見ると、貴殿らも明々赫々たる事実の前にひれ伏したと見える。すなわち、『宗学要集』の版權が聖教新聞社に移った後、『祖師伝』の「三月」の記述は、なんと「四月」に改められているのである。これこそ改変と言わずして何であろう。日亨上人の本意をねじ曲げ、踏みにじるものである。白を黒と言いくるめる傲慢不遜の性根は、創価学会にこそあるのであ

る。

貴殿らは、当方が「歴代先師を批判している」などとケチをつけているが、本宗の御歴代上人で日興上人、日道上人を尊信しておられない方は皆無であり、また両上人の著述についてはどなたも否定などされていないのである。宗旨建立七百五十年に当り、御当代日興上人が、「三月」の宗旨建立に関する最も根本のお示しとしての日興上人、日道上人の処へ立ち戻られて「開宣大法要」を執行遊ばされたことを、御本仏日蓮大聖人への真心からの御報恩とは思われても、「御歴代を批判」などと思われる御歴代上人はお一人もおられないだろう。破門された新興宗教創価学会と離脱僧だけが、怨嫉の念止みがたくそう思い込んでいるだけなのだ。

また貴殿らは、日興上人は歴代先師を批判し、自分だけが日興上人、日道上人の心に叶っていると自慢しているなどと誹謗している。日興上人はただただ全歴代上人の御心を承け、御心を拝される御立場において、御報恩の一念で振る舞われたのである。その証拠には、日興上人の多くの御言葉の中に、御先師のことを批判したような文があるならはつきり出してみよ。一言半句もないではないか。邪推もいよいよ加減にせよというほかはない。貴殿らこそ「毒氣深入失本心故」の輩である。

また貴殿ら創価学会と離脱僧は、日達上人の立宗七百年における「此の宗旨建立は建長五年四月二十八日と三月二十八日との両説がありますが、宗祖は松野抄に「去建長五年の夏のころより」とお書きになっていますから四月二十八日の方が正しいでしょう。本宗では四月二十八日を以て昔から宗旨建立の日と定めてあります」とのお言葉を載せ、日達上人は、明確に立宗三月説も立宗二回説も否定されたとしている。

しかし、日達上人は、

「四月二十八日の方が正しいでしょう」

(達全一―三―五一九)

と仰せられているのである。国語辞典を引くまでもなく、「でしよう」は推量を表す言葉である。断定ではない。すなわち日達上人は、「此の宗旨建立は建長五年四月二十八日と三月二十八日との両説がありますが」と両説あることを断られた上で、「四月」であると推量されているのであるが、日達上人が何の為に推量に止めおかれたのか。その御心を拝せば、大聖人の本意に照らして誤りがあつてはならないと、断定を憚られたのであることは当然である。

その証拠に、昭和三十九年に日達上人の命によって発刊された『富士年表上』にも、

「建長5年 3・28 安房清澄寺に宗旨建立の内証を宣示」

(同書九)

とはつきり記されているのである。これについては、墮落僧の渡辺慈濟が「日頭(上人)のゴリ押しで記述が盛り込まれた」と、その当時未だ年表作成委員になつてもいないのに、見てきたような虚偽の主張をしている。後に詳細に破折するが、大聖人の立宗の大事についての記述を、並居る老僧を差し置き、日達上人の御許可もなく、当時、未だ教学部長にも就任していなかった日頭上人が、勝手に盛り込める筈はない。紛れもなく日達上人が自らの御意志として、この項目をお入れになつたのである。

また「我等改革同盟は大石寺の正統血脈を守るために、貴殿らの稚説を論破しているのである」とは開いた口が塞がらない。抱腹絶倒とはこのことである。破門となつた邪教団体・新興宗教創価学会にこき使われているだけの貴殿らに、大石寺の正統を守るなどできる訳がないではないか。ホラを吹くのもいい加減にしてもらいたい。因みに貴殿らの首魁・池田大作の過去の発言を引いておく。

「もと正宗の僧侶であつた『正信会』も、御法主上人の認められた御本尊を拝しているし、読む経文も唱える題目も、われわれと同じである。外見からみればわれわれと同じようにみえるが、それらには唯授一人・

法水瀉瓶の血脈がない。法水瀉瓶の血脈相承にのつとつた信心でなければ、いかなる御本尊を持つも無益であり、功德はないのである」
(広布と人生を語る八―二二八)

宗義の大事について、貴殿らの首魁・池田大作は、このように言うことが正常と異常の間をコロコロと変わる。まさにニセ指導者たる所以だが、その下にいる貴殿らも自業自得とはいえ、気の毒なことである。しかし、ここに挙げた言葉は、どうやら正常な折の発言だから、よくよく服膺せよと言っておく。

五、無実の日頭上人を誹謗する創価学会の虚言

さらに貴殿ら創価学会と離脱僧は、不埒千万にも、御法主日頭上人猊下に対し、〃貴殿は、東京地裁で裁判長から買春の事実を認定された、日本宗教史上、唯一無比の破廉恥宗教家〃などと大欺瞞の誹謗を行っている。なぜ貴殿らは、こうまでして嘘をつくのか。東京地裁下田裁判長のクロウ事件に対する不当判決は、貴殿ら創価学会が東京高裁の、創価学会にとって屈辱的和解に応じた時点で、すべて無効となったではないか。仏法上はまったく無価値とはなっても、一応世間では宗教法人として認知されている創価学会が、国民の規律として遵守すべき法律を、曲解し否定する、そんなことは絶対に許されない。

仏典には、仏が様々に無実の悪口罵詈を受けられたことが説かれている。また御本仏日蓮大聖人は法華経の行者の御振る舞いの故に「犯僧の名」一天に響くと仰せである。このことを思えば、日頭上人猊下が今日、貴殿ら

悪逆の創価学会と離脱僧から誹毀讒謗の限りを受けられていることは、まさに今こそが、日蓮大聖人御遺命の僧俗一致の真の末法広宣流布への出発の時であることを証明するものと言わねばならない。

我ら日蓮正宗僧俗は、貴殿らが何を言おうと、悪辣極まる貴殿らの無実の讒言を悉く打ち破り、毅然と広宣流布の指揮をおとりになる日頭上人猥下に信伏随従し奉り、いよいよ一閻浮提広宣流布に向け、懸命に精進することを伝えておく。

月刊ペン事件等の裁判記録上、大スキヤンダルを認定された最悪最低の宗教者が池田大作氏であることは、周知の事実ではないか。自らの首魁のことを棚に上げて、よくもヌケヌケと日頭上人に対して根拠のない非難をなし得るものかと、貴殿ら創価学会と離脱僧の無残極まる体質には全く呆れ返るばかりである。

また更に貴殿らは、〃貴殿の立宗三月説には、かくのごとく大変な自己矛盾が存する〃などと述べ、〃日頭上人・日道上人の御指南のうち自分たちに都合のよいところだけを持ち出し、都合の悪い御指南は無視し〃と誹謗している。

何が〃かくのごとく〃か、御法主上人は、血脈相伝を根本に、日興上人と日道上人の御指南を正直に拝しておられるだけであり、何の矛盾も存在しない。要するに貴殿らの邪論の根拠は、ありもしないクロウ事件なのだから、もともと貴殿らの邪論には、根拠など何もないのだ。言っていることは全部デタラメのまやかしである。貴殿ら三宝破壊の大謗法者たる創価学会と離脱僧に御本仏日蓮大聖人の御金言を引く資格など絶対になく、また日蓮正宗血脈付法の御法主日頭上人猥下に対し、悪口罵詈してよい理屈などどこにもないと呵しておく。

六、創価学会こそ信心なき守文の徒

貴殿ら創価学会と離脱僧は、〃歴代法主の書物に、数字・字句の間違ひが有り、史実考証には十分な注意が必要〃と述べ、〃日因法主によると「第十四代日上人御所持の御書目録の日記二十二卷聖人御難事の端書」には、『聖人御難事』の立宗に関する記述が「三月二十八日」と書写されている（『三四会合抄』上巻）〃として、日上人が所持遊ばされていた『御書目録日記』において、『聖人御難事』の立宗についての日時を三月と誤写されていたにもかかわらず、血脈付法の「日上人」による訂正がなかったと非難し、以て立宗が三月か四月かといった問題は、客観的な文献考証、それも御真蹟を第一に考えねばならないと主張している。

ここでも貴殿らは読解力に乏しいため、日因上人の御指南の真意が理解できないらしい。日因上人は立宗三月二十八日の根拠となる真文として、日上人御所持の『御書目録日記』を引用されているのである。

「十四代日上人御所持ノ御書目録ノ日記二十二卷聖人御難書ノ端書ニ云、御法門仰出サル、事ハ建長五年太歳癸丑三月二十八日安房国長狭郡等云云。但シ現本御書ニハ四月二十日ト有リ異本ニハ三月二十八日ト有ル也。和語式三 五十二ウ」
(三四会合抄)

と『聖人御難事』は、原本には「四月二十八日」であるにも関わらず端書に「三月二十八日」と記されている事実を指摘されている。次いで「和語式三 五十二ウ」と記されている。そこには、

「聖人御難事（中略）四月二十八日、異本ニハ三月トアリ御真筆校合ノ本ニハ四月トアリ中興入道御書ニモ四月トアリ総シテ宗旨建立ハ異説云云」

と、『聖人御難事』の「四月」に「三月」の異説が存在することが記されている。そして日因上人は『安国論問答』『御伝土代』『御書目録日記』の記述を踏まえた上で、

「当山ノ先師多分三月二十八日云云」

(三四会合抄)

と指摘されているのである。即ち『御書目録日記』の引用は、日因上人が『聖人御難事』の御真蹟が「四月」となっているにも関わらず、立宗が三月だとする伝承が宗門上古には存在したという事実を述べられているのであり、その伝承が存した事実を挙げられていることに対して、誤りであるなどと批判を加えること自体が筋違いも甚だしいのである。

その傍証として、日道上人は『諫暁八幡抄』の御真蹟に、大聖人様が宗旨建立を「四月二十八日」と記されている第三十三紙の、まさにその真裏に「二十八日」に因んで立てられた「誓願」や、「感得」があったことを記述しておられる。しかるに、『御伝土代』には立宗を「三月二十八日」と著されているのである。即ち『御伝土代』の「三月二十八日」の記述は『諫暁八幡抄』の「四月」の記述を充分に了承された上でなされたものであることは当然である。

また、『聖人御難事』の御真蹟に目を向けると、「四月二十八日」の「四」の字を消して、その横に「参」と記されていることが分かる。誰人の手によるものかは不明であるが、大聖人の御直筆に四と書かれてある文字を、態々墨で消して、「三」と加筆訂正するには、よほど強い根拠と確信があったことと想像できる。

これらの事が物語るものは、大聖人が宗旨建立について「四月二十八日」と書かれた御書が存在することを踏まえた上で、「三月二十八日」が立宗であるとする強固な伝承が存在したことの証拠であり、その事実は動かせないのである。またその伝承は相当強い根拠を持っていると拝され、そこにおいて俄然、明治八年まで、『開目

抄』と共に身延に曾存した『清澄寺大衆中』の「三月二十八日」の記述がクローズアップされると言えよう。とすれば、『御書目録日記』の『聖人御難事』の端書に「三月」とあるのが単なる誤写であるとするのは全くの短見であり、むしろ意図的に書かれたものであることは充分考えられるのである。

それをいとも簡単に「立宗が三月か四月かといった問題は、客観的な文献考証によってこそ判定されるべきであり、それも宗祖の御真蹟を第一に考えねばならない」などと平気で言っているところに、貴殿ら創価学会と離脱僧の学解の浅さが明白に読み取れるとともに、日蓮大聖人の御指南の御真意を深く拝そうという信心がまったくなく、単なる「守文の徒」であることを自ら暴露しているのである。

先の『離脱僧らの邪難を粉碎す』でも述べたが、『清澄寺大衆中』と同時に明治八年に身延山の火災で焼失した『開目抄』は、曾存書ではあっても、その人本尊開頭の重大な意義の故に五大部として尊重せられる。斯様に、真蹟の存・不存を御書の意義内容を斟酌する基準としてはならないのである。愚昧にして謗徒の貴殿ら創価学会と離脱僧が、御真蹟のある御書のみを尊んで、大聖人の真撰であるにも拘らず、御真蹟のない御書を軽んずることとは、まさに「法身の舍利」を軽んずる愚と同様であり、宗祖大聖人の御化導を土足で踏みにする行為以外の何物でもないと呼しておく。

また大聖人の仏法には御書の文面に顕れること以外に弟子に内々に申される御法門も存在するのである。御書を拝する上では御歴代上人の御指南を奉戴することは当然のことながら、ことに宗門上古の記録、記述をも注視すべきことは当然なのである。

七、『年中行事』が語る真実

さて次に貴殿ら創価学会と離脱僧は、「貴殿による二回の立宗会が前代未聞」と、御法主日頭上人猥下が『開宣大法要』と『特別大法要』の二回の宗旨建立御報恩法要を奉修されたことに対して前代未聞という語句を使つて誹謗している。しかし三十一世日因上人の時代に三月・四月の二回に宗旨建立法要があることは明確である。それでもなおかつ前代未聞と言ひ張ることは、白いものでも黒という類であり、貴殿らの異常性が浮き彫りになつてゐることをまず指摘しておく。

更に貴殿らは、総本山の『年中行事』に関し、「専門家の考証に耐えうる史料」か、「文献解釈が公正適切かを証明せよ」と述べ、更には、「相承にまつわる自分の日記すら、裁判所に「出す」と言つてから二十年以上も現物を出せない卑劣漢」などと、まったく突然に御法主日頭上人猥下を事実無根の暴言をもつて、誹毀讒謗している。総本山の『年中行事』とは何の関係もない、「相承にまつわる二十年以上も裁判所に出せない日記」とは一体何のことか。二十年も続いている裁判など、何処にも有りはしない。根も葉もない嘘八百の事柄をこのように作り上げて誹謗するのは、いつもながらの卑劣極まる貴殿らの得意の遣り口だ。虚偽の誣言で御法主上人猥下のお徳を貶めんとすればするほど、貴殿ら創価学会と離脱僧の許されざる悪徳体質が天下に曝されることになるのだ。それにしても「相承に関する日記」とは何のことか。どうせ例の如く、捏造かハッタリの言であろう。言えるものなら、齒に衣を着せずハッキリ言つてみよとだけ告げておく。

さて次に、貴殿ら創価学会と離脱僧は、御法主上人猥下が「開宣大法要」の御説法において、「日用上人御筆

と記された日量上人写本の『総本山年中行事』には三月と四月の両二十八日に立宗報恩御講が行われていた記録もあります」と述べられたことに對し、曖昧な表現で逃げていると難癖をつけ、総本山第三十三世日元上人御筆の『年中行事』については様々な問題があるとして、“行事帳の表紙は「文化十五年（一八一八）」と書かれているが、日元師は安永七年（一七七八）に逝去しており、表紙を見るかぎり、日元師の死後の作となってしまう。要するに、誰が書いたのか不明、執筆年代も不明、そのような史料を「日元上人御筆の『年中行事』」と言い張るとはどういうことか”と邪難している。

この件について述べれば、総本山には、第四十八世日量上人が、「第三十三世日元上人御筆也」と直筆で御認可された年中行事帳がある。この年中行事帳は、二枚目の表に日量上人がはつきりと「日元上人御筆也」と認められているにもかかわらず、この年中行事帳の一枚目に文化第十五年（一八一八）年中行事帳と認めた別の表紙が付いていたため、山口範道師が、かつて『蓮華』誌上で、この年中行事帳を紹介した際、「文化第十五年の年中行事帳」として掲載してしまったものと思われる。

このことは、後で述べるように、本山にはさらにもう一冊の年中行事帳が残っており、この年中行事帳には表紙がないため、いつのものか判然としないままであったが、考査した結果、この年代未詳の年中行事帳こそが、文化第十五年の年中行事帳であると断定されるに至った。仮に便宜上、上記『蓮華』誌上の年中行事帳を『日元上人の年中行事帳』と呼び、後述の年代未詳の年中行事帳を『日量上人の年中行事帳』と呼ぶことにし、この二冊の年中行事帳について考察し真実を明らかにしよう。

まず、『日元上人の年中行事帳』については、その執筆年代は内容的にみても日元上人の時代のものであったことは明確である。正月十二日の段に、根方栗田仙右衛門の御供養の品々に対しての日元上人の覚書が記されて

いる。さらに、行事帳の最後の「七月孟蘭盆廟參御経次第」のところに、「二、自我偈三十卷 代々之教程」とあることから、第三十世日忠上人までの御報恩をされたことがわかる。つまり、この行事帳は日因上人御隠尊中の宝暦年間に執筆されたと思われるのである。

つぎに、『日量上人の年中行事帳』についてであるが、こちらの執筆年代は文化十五年（一八一八）である。従来この行事帳は、執筆年代が未詳であった。内容から見ると、四月の段に、「日瑋師之御代より五日二定ト云々」とあることから、第三十七世日瑋上人以降に書かれたとは推定ができた。しかしこの度、本山総代の井出家の過去帳を調べることによって、文化十五年のものであることがわかったのである。つまり、この行事帳の正月の段に、狩宿の井出家からの新年の挨拶のことが記載されており、その井出家の当主の名前に「伊兵衛」とある。井出家の過去帳を調べたところ当主で伊兵衛とあるのは、文政元年（文化十五年・一八一八）八月二十三日に亡くなっている戒名「量円日崇」という方であることが断定できた。つまり、日量上人の年中行事帳の表紙に付けられていた「文化第十五年年中行事帳」と書かれた一枚目の紙が実は従来年代未詳であった、この『日量上人の年中行事帳』の表紙であったと断定されるに至ったのである。

さて次に貴殿らは、『年中行事』において、三月二十八日と四月二十八日についての「御講 如常」との記述があることをもって、〃立宗関連の二回の御講は、「宗旨建立会」として確立されたものとは言えない、つまり、立宗に三月説と四月説があるから当面は両方の日に「如常」の「御講」をやっておく、といった暫定的な報恩御講だった可能性が高い〃などと邪難している。

確かに『日量上人の年中行事帳』をみると、三月と四月との二回に亘り、立宗会の御講を行っていることがわかるのである。しかし、「御講 如常」とあるだけだから、立宗会の法要とはいえない、などと邪難するのは、

ばかげた屁理屈である。毎年当然として行われている行事においては、その名前を明記するものもあれば明記しないものもあるのだ。ちなみに二月七日の興師会においても御講とあるだけでどのような法要なのか記されていない。それに対し、十一月の目師会は前日に日目師逮夜とある。つまり、明記されるものもあれば、されないものもあるのである。

ただしこの行事帳には、後にどなたかの手によって、三月二十八日の御講は、第四十三世日相上人の享和三年（一八〇三）からは中止されることになり、その代わりに五月一日の大会が行われるようになったとの記述が追加されている。

つぎに『日量上人の年中行事帳』では、三月と四月の二回立宗会の御講を執り行っている。ただし五月一日の大会の箇所には、「三月廿八日御講相師御代より今日ハ大行尊靈御祥月ニ付御講御繰替」と記されている。

このように、この二つの年中行事から考えられることは、日量上人の頃には立宗会が、三月と四月の両度に行われ、一時、日相上人の享和三年からは三月を止め、四月だけになっていたが、日量上人の文化十五年には三月の立宗会も再び行われたものと思われる。

このように年中行事帳については、今回新たに判明した真実も加えて、当方の破折が正当であることが一層鮮明となった。それに対し貴殿らは、なんらの学究的検証もなさず、ただ誹謗のための屁理屈をこねまわしているにすぎない。貴殿らのこのような姿は、理性と知性が欠落した退転僧であることを如実に物語っている。

更に貴殿ら創価学会と離脱僧は、「開宣大法要」の御説法において御法主人人下が、「金沢藩士福原昭房の享保二年九月付の『秘釈独見』なる書に「三月二十八日宗旨建立日 誦経」と当時の総本山の年中行事法式を書いてある反面、四月二十八日の文字はまったく見当たりません」と説かれたことに怨嫉し、〃三月二十八日宗旨建立

日 誦経」とはいつても、それは異端的で立宗会とは呼べないようなもの”と中傷し、それは後代の因師が、”自ら「初めて」三月立宗の法会を興行した、と『三四会合抄』に記していることからわかる”というが、それは「初めて」の語に迷うからである。前回の破折書に述べたごとく、日興上人の宗旨建立に対する御認識がすでに「三月」であることは動かない以上、日興上人における宗旨建立御報恩法要は三月であったと考えるのが自然である。それを日興上人は宗旨建立御報恩法要をされなかったとか、四月に行われていた、などと考えるのは間違いである。ならば次に拝考すべきは、日因上人がなぜ「初めて」と述べられたかである。

貴殿らも”当時の法主・日宥師は立宗三月説だったようだが、日宥師の法嗣で同時代に生きた日寛上人は逆に立宗四月説であられ”といているように、日寛上人は四月を表にされたようである。それならば、答えは決まっている。今、日因上人が近年では「初めて」三月にも宗旨建立会を行ったとの意である。だいいち「誦経」とは方便品・寿量品・唱題であり、法要の中心である。貴殿らの悩乱した頭では「誦経」以外に御報恩謝徳の修法があるように思えるらしい。「誦経」を行ったことを記録すると言う事、それ自体が宗旨建立会を行った証拠なのである。

貴殿らはここで”以上を整理しておこう”とし、”近世宗門における三月立宗会は、かなり異端的な試みであった。『年中行事』なる文献に見られる立宗に因んだ二回の「御講」も、また福原記の三月二十八日の「誦経」も、ともに「宗旨建立会」と呼べるものではなかった。さらに、『年中行事』における三月二十八日の「御講」は一時的な試みにすぎず、十九世紀に入ると宗門から跡形もなく消え去った”としている。そしてまた、御法主上人猥下の御報恩の両度の法要奉修が余程悔しく妬ましいらしく、”宗旨建立法要を二回も行ったのは、紛れもなく前代未聞の奇行”といい、”貴殿の二回にわたる立宗七五〇年記念法要なるものが問題”とするのである。

貴殿らが〃以上を整理しておこう〃というので、当方も整理しておこう。上古宗門における三月立宗会は普通のことであり、近世においては三月にも四月にも、また両月とも行われていた。そして『年中行事』に見られる立宗に因んだ二回の「御講」も、また福原昭房の記の三月二十八日の「誦経」も、ともに「宗旨建立会」であった。さらに、『年中行事』における三月二十八日の「御講」は「常の如」き、毎年の恒常的なものであったと推測されるのである。

前回の『離脱僧らの邪難を粉碎す』で我らが指摘したごとく、御法主上人猊下が御本仏日蓮大聖人への御報恩を深く期され、「三月」と「四月」に二回宗旨建立会を奉修申し上げたことに対し、〃宗旨建立会を二度行った〃と突如、青天の霹靂のごとくに騒ぎ出した創価学会や貴殿らが、全国の学会員を巻き込んで大騒ぎすることこそ、それこそ前代未聞の奇行なのである。

そもそも立宗会を行うようになったのは日興上人の代と拝される。されば、上代先師方が三月二十八日に立宗会を修されたことも、また近代先師方が四月二十八日を立宗会と定め、四月説に基づいて立宗七百年法要を修されたことも、御法主日頭上人が二回にわたる立宗七百年記念法要を修されたことも、ともに御本仏大聖人の御意を体されたものであり、これに異議を唱える貴殿らの言動は、畢竟、貴殿らが邪僧邪教団であることの逆証明となったわけである。

八、「三月内証宣示」に関する邪難はすべて不当

(1) 「三月内証宣示」は宗開兩祖の御教示

さらに、貴殿ら創価学会と離脱僧は、「三月内証宣示」説は、日顕（上人）一人から出た我説”なぜ日達上人は三月二十八日に宗旨建立法要を修されなかったのか”昨年まで、教学部はなぜ二回の法要を行わなかったのか”本質的に言えば、大聖人への真の報恩は折伏弘教につきる”ろくに折伏もせず、山寺に閑居して学会の悪口だけを生きがい”などと御法主日顕上人猥下を誹謗し放題である。

はじめに”「三月内証宣示」説は、日顕（上人）一人から出た我説”について一言する。貴殿らの言は「三月内証宣示」は日顕上人のみが言い出したような言い方である。だが、日因上人が『三四会合抄』を著された意義は、まさに「三月内証宣示」と「四月外用弘通」との会通にあるのである。更に遡れば、日道上人の『御伝土代』の三月宗旨建立の記述、更には日興上人の『安国論問答』の三月宗旨建立の記述を拝するとき、三月内証宣示は日顕上人の独創でないことは明白である。

但し、今回御法主上人は、『清澄寺大衆中』『安国論問答』を徹して拝され、二十八日という日の意義から三月・四月の行蹟を拝する時、二回に亘る、宗旨建立と御説法の夫々に甚深の意義が具わるのであり、「三月」はご自身の内面的な妙法の悟り、御内証と共に虚空蔵菩薩への報恩等の念慮による仏法の初めての開宣という一面、「四月」はそれに基づいて衆生を広く化導遊ばされる一期弘通の開始という一面の両義を御指南なされたのである。その

意味からは、「三月内証宣示」は大聖人の御教示と拝すべきなのである。

また貴殿らは、日達上人が三月二十八日に宗旨建立会を奉修されなかったことを、鬼の首でも取ったかのごとく勝ち誇っているが、日達上人は『昭和新定日蓮大聖人御書』の中で、『清澄寺大衆中』『大白牛車書』『御義口伝』の文中における宗旨建立の日付を三月二十八日のままとされている。このことは日達上人が、三月内証宣示の意義を拝されていた証左である。

その上で、日達上人は四月外用弘通の意義を面として宗旨建立法要を奉修されたのであり、その奉修には、隠頭の意義の上から、当然のこととして、三月内証宣示の意義も含まれているのである。また貴殿らが「教学部」と勘違いしていると思われる総本山における宗旨建立会の化儀も、これと同様であると申しておく。

(2) 真の報恩は広布の礎三十万総登山にあり

また次に貴殿らは、大聖人への真の報恩は折伏弘教であるとしているが、そのようなことは貴殿らから言われずとも、既に平成二年大石寺開創七百年の年以來、宗門は御法主日顕上人猊下の御指南のもと、日本はおろか、全世界において広宣流布へ向け、折伏弘教に全力で精進している。

すなわち平成二年の三万総会、平成六年の地涌六万大総会、平成十年の客殿落慶十万総登山、そして本年、平成十四年宗旨建立七百五十年法華講三十万総登山である。この広宣流布への前進は、貴殿ら創価学会や離脱僧の行っている邪教の広宣流布と違い、真実の広宣流布の戦いである。

すなわち日蓮大聖人は、

「総じて日蓮が弟子檀那等自他彼此の心なく、水魚の思ひを成して異体同心にして南無妙法蓮華經と唱へ奉る処を、生死一大事の血脈とは云ふなり、然も今日蓮が弘通する処の所詮是なり。若し然らば広宣流布の大願も叶ふべき者か」

(御書五一四)

と仰せであられる。この広宣流布の要諦たる生死一大事の血脈とは、所詮、唯授一人の法体の血脈相承を根本とした僧俗一致の信心の血脈以外にはあり得ないのである。

日達上人も御指南のごとく、貴殿ら創価学会と離脱僧の広宣流布はニセの広宣流布であり、一切衆生を墮獄せしめる所業である。それに対し、日蓮正宗の僧俗一致の広宣流布の戦いこそ、立正安国・世界平和を実現する真実の広宣流布であることを知るべきである。

その広宣流布の戦いを厳然と進める中で、御法主日頭上人猥下は、画竜点睛、御報恩の意義を込められ宗旨建立七百五十年の佳節に両大法要を奉修遊ばされたのである。

貴殿らは、日頭上人猥下を「折伏もせず」と誹謗するが、七十年余の僧道における教化・育成・折伏の振る舞いこそは、すべてが広義の折伏実践でなくして何であろうか。しかも、平成二年の法華講三万総会の結集以来、本年の法華講三十万総登山に至るまで、御法主上人猥下の骨身を削る御教導があつたればこそ、法華講は大折伏戦を展開することができたのである。

貴殿らの首魁、池田大作はそれが余程悔しいのだろう。「開宣大法要」への狂気じみた誹謗も、貴殿らの常套語を使えば、御法主上人猥下への池田大作の嫉妬から起きたものというほかはない。

ところで最近、長年池田大作に仕え、弟子第一号といわれた原島嵩氏が『池田大作創価学会の真実』なる著書を上梓された。そこには池田大作の凄まじいまでの、仏法利用の謗法行爲と、金権体質、煩惱の限りを尽くした

悪業の数々が述べられている。いずれこれらの憤懣が、創価学会の内部から噴き出したときは、池田大作と創価学会は、まさに赤色巨星が崩壊するがごとくに、遂に断末魔の終焉を迎えよう。もし万一、現状のまま臨終を迎えたとしても、今度はより恐ろしい無間地獄が大きな口を開けて待っているのだ。貴殿らもその付き合いをしたくなかったら、一刻も早く、創価学会から逃れ、懺悔滅罪を図るべきであると言っておく。

(3) 他宗の僧の参詣許可は本宗の化儀

また貴殿らは、日蓮宗の僧侶が大石寺を見学したことがよほど悔しいらしい、何がそんなに悔しいのか、日有上人の『化儀抄』にも仰せのとおり、本宗は、正法護持・謗法嚴誡の信仰の上から謗法の供養はけつして受けないが、一切衆生を成仏せしめるために、謗法者の参詣については、これを認可している。とは言っても勿論、謗法の法衣を着しての参詣は認めない、俗服に限るのである。大石寺に参詣したこれら謗法の僧侶達が、正境に縁した功德により、いつか将来、正法に帰依する仏縁を結び、自分たちより先に地獄を抜け出すことが、第六天の魔王の配下の貴殿らには、余程悔しくて仕方がないのであろう。哀れなことである。

(4) 大石寺近辺の神社は謗法にあらず

また貴殿らは本山近郊の神社についても種々誹謗している。先ず最初に明確にしておく事は、本山近郊の神社とは一般的な神道の神社ではない。何百年も昔から、日蓮正宗の御本尊を御安置した社であり、信仰の対象はあくまで御本尊であるから謗法ではないのである。したがって、当該神社は、古来、広宣流布の時に日本中の神社

がそうなるように、正宗の神社として、御歴代上人の御本尊が御安置されてきたのである。

しかるに、学会問題勃発以降、何者か（！）が、この御本尊を盗み出すという事件が処々で頻発した。氏子中の多くは本宗信徒であり、日頃手を合わせてきた御本尊が在さない事を嘆き悲しむ方が多く居られた。このことを御信徒から相談を受けた御住職が、それらの御信徒の願いを入れ、盗まれた御本尊の代わりに、日頭上人の御形木御本尊を御安置申し上げたのである。貴殿らは、謗法の神社に対して、謗法の者からの願いを受けて、御本尊を下附したかのように言うが、事実は右のごとくである。

(5) 富士年表に関する渡辺慈済の呆れた虚言

次に貴殿ら離脱僧と創価学会は、日達上人御登座中に出版された日蓮正宗栄光会編『日蓮大聖人伝』に関して、その記述中に「三月二十八日に、宗旨建立の内証を宣示」とあることを、当時富士年表作成委員であった離脱僧、渡辺慈済はどう説明するのかと当方が指摘したことに對し、またまた虚偽捏造の駄文を書き残している。

すなわち「『日蓮大聖人伝』における三月二十八日の「宗旨建立の内証宣示」説は、『富士年表』の中の「3・28安房清澄寺に宗旨建立の内証を宣示」との記述に準拠している。そこで『富士年表』の立宗内証三月説こそ問題である。当時日達上人は四月説であられ、三月説は退けておられた。ところが同年表の編集の際、日頭（上人）が声高に立宗三月説をも盛り込むことを主張し、結局、そのゴリ押しにより、『内証』という表現を使って三月立宗の説が『富士年表』中に付加された」というものである。

しかも貴殿らは、これらにつき、渡辺師も「当時の事情には精通している」だの、「後世の宗徒のために真実

を書き残しておく」のだと、偉そうにご託をならべている。

しかるに、当方が当時の『富士年表』作成委員の方々に事実を確認したところ、貴殿らの駄文はただの駄文ではなく、全くの捏造虚言であることが判明した。よって後世の同心の徒のためにも、貴殿ら離脱僧と創価学会の虚言を明確に書き残しておくこととする。

富士年表の作成会議は昭和三十五年に始まった。しかし、同年九月二十七日の第一回委員会は顔合わせのみで、実質的検討が行われたのは同年十一月二日の第二回委員会からであった。年表作成委員会の委員長は柿沼広澄師（故大東院日明能化）であり、御先師日達上人には、第一回目の委員会と、実質的な検討を始めた第二回目の委員会にのみ御出席になられ、第三回目以降は御出席にはならなかったのである。また、この当時日頭上人はただ教学部長にはなられていない。佐藤舜道師（故本種院日成能化）が務めておられた。

ところで問題の「3・28 安房清澄寺に宗旨建立の内証を宣示」の件であるが、富士年表作成委員会は大聖人の御誕生以降、近年に至るまでの主要な項目を掲載するため始められたのであるから「建長五年宗旨建立」に関する検討は、当然、最も早期に属し、実に日達上人が御出席して開催されたこの第二回委員会の検討において既に行われていたのである。

貴殿ら創価学会と離脱僧は、〃日達上人は四月説であられ、三月説は退けておられた。ところが日頭（上人）が声高に立宗三月説をも盛り込むことを主張し、結局、そのゴリ押しにより、三月立宗の説が『富士年表』中に付加された〃と言う。

しかしこれは全くの捏造話しである。もともと『富士年表』の作成を発願されたのは、御先師日達上人であられ、その御命により、既刊の年表類を参考に検討用の草稿が叩き台として、既に担当委員によって用意されてい

た。その宗旨建立に関しては「4月（一説3月）に清澄寺に立教開宗」となっていた草稿を元に審議された結果、何の問題もなく当初から「建長五年三月廿八日 清澄寺に於て宗旨建立（御内証）」、「建長五年四月廿八日 清澄寺に於て宗旨建立（宣言）」と日達上人の御臨席の場で、異議なく決定したのである。もしこの時意見が割れるなど紛糾すれば再度検討のため研究課題になったのであるが、そのような問題にならなかったこと自体、スムーズに決定した証明といえるのである。

「日頭（上人）のゴリ押しで決まった」などと、見てきたようなことを述べているが、この時点では渡辺慈済は未だ年表委員に任命されていない。現場にいた筈もない者が、どうしてこのようなことが言えるのか、まったく貴殿らの虚言には呆れ果てる。

その後、文体の修正が加えられて三月は「清澄寺に宗旨建立の内証を宣示」四月は「清澄寺に立教開宗」となり、最終的に出版にあたって、両月とも寺名の前に「安房」の二文字が追加され、現在の『富士年表』の記載となったのである。

そこより翻って、渡辺慈済の証言によるであろう貴殿らの駄文を見ると、全くの嘘八百が明白である。慈済よ、靈山に在す父君で年表の作成委員でもあられ、この第二回委員会にも出席していた観心院贈上人にどのようなウソの申し開きをするのか。尤も妄語と謗法の罪により、墮獄必定の慈済であるから、気の毒だが靈山で父君にお会いすることはできまい。不愍不愍。

九、布教書籍の内容は信徒の信行増進のため

ここでは貴殿らは、本宗の書籍、『法華講員の心得』『日蓮正宗入門』中に「三月宗旨建立」の記述がないのは何故かとの貴殿らの質問について、当方から「信徒向けの書であるから、主体たる四月二十八日のみを記載し、三月二十八日は記載していないのである」と回答したことに対し、「信徒向けの書だから三月二十八日は記載しない」というのなら、なぜ三月二十八日に、「開宣大法要」を奉修し、全国から信徒を集めたのか」と言いがかりをつけ、「時代錯誤の信徒差別、封建的な信徒の愚民化政策」と誹謗している。更にまた「三十万総登山でも、数千人規模の信徒が来ることはわかつているのに、仮設トイレの長時間待ちは当たり前、家畜並の扱いだ」と悪口雑言し、更にまた、僧侶に対して、言いたい放題の謗言を書き連ねている。そしてその挙げ句は、「我々は、自分たちを学会員の同志の方々とまったく平等な存在だと思っっている」と、平気で学会に媚び諂っているのである。

はじめに、一般信徒向けの書籍と、専門的書籍が、その内容において相違があるのは至極当然のことである。しかも、その専門的な書籍の『富士年表』『日蓮正宗要義』『日蓮大聖人正伝』は、信仰の向上により学解の進んだ御信徒が購入しようとすれば、すべて購入して研鑽することが可能なのである。別に「宗旨建立三月二十八日」を隠している訳ではない。初心者も購読する機会の多い書籍においては、記載内容の簡略化をはかることは、けっして信徒差別などではない。ましてそれを「封建的な信徒の愚民化政策」とは、貴殿らの何とも滑稽な被害妄想狂的発想には思わず呵呵大笑してしまった。

また「三月二十八日」の「開宣大法要」は、宗旨建立七百五十年の開幕を告げる重要な大法要であり、僧俗一

致して厳修し奉ることが、何よりの御報恩の故に僧俗が集ったのである。当日の大法要に参加した僧俗は、その莊嚴な儀式と、甚深の御説法に歓喜勇躍して、三十万総登山の完遂をお誓い申し上げたのであり、貴殿らのような、卑しい「なぜ集めた」などという発想は、地涌眷属の我らには一切無縁であると申しておく。

また総本山のトイレを心配しているようだが、各宿坊のトイレ、山内各所の屋外トイレ、更には三十万総登山用の仮設トイレなど、事前にできる限り登山者の便宜は図られているので、御心配は無用である。貴殿らも脱会すれば、登山できるので、実際にその目で確認したら如何か。

また次に貴殿らは、日蓮正宗の僧侶に対して、口汚い誹謗を繰り返している。貴殿らは本当に日蓮大聖人の弟子ではなく、池田大作の弟子になってしまっている。本末顛倒も甚しい迷乱である。

もし日蓮大聖人の弟子であるなら、『四恩抄』の「僧の恩」を忘れる筈はない。そして僧に対してこのように声高に悪口罵詈し、咎ありなどとあげつらうこともあり得ないであろう。

しかも、貴殿らの批判は的外れであり、論外と言っておく。貴殿らは相変わらず円頂方袍の僧形をしているようであるが、肉食はしていないか、妻帯はしていないか、禁酒しているか、創価学会から月給・ボーナスは貰っていないか、自らの所業を振り返るがよい。更には新興宗教創価学会の有給職員もどうなのか。髪はつけていても、法要を執行する専門の聖職者だそうだが、相当乱れた生活が聞こえてくる。他の悪口を言う前に、少しは自らを反省してはどうか。

邪宗諸宗はたしかに持戒を修行の方軌とする。しかし、それらの邪宗の持戒は、末法においては、結局すべてが無惨な破戒に繋がることは御金言であり、また貴殿らを含め、全世界の邪宗教に共通する実相なのである。

それに対し、本門の大円戒たる金剛宝器戒のみが、真に一切衆生を煩惱の苦しみから救うところの戒法である。我ら大聖人の下種仏法を正しく持つ日蓮正宗僧俗は、一切衆生成仏、煩惱即菩提の大法を固く信じ持っているのである。その功德は必ず一閻浮提広宣流布、一切衆生救済の真実の道を開くことを、確信をもって貴殿らに宣言する。

十、創価学会には六師外道も顔負け

次に貴殿ら創価学会と離脱僧は、当方の「日精上人は宗旨建立を一往四月とされているが、それだけではなく別に三月にも宗旨建立のあったことを御教示されている」との答弁を、「偽りの抗弁」と非難している。

貴殿らは頭が悩乱しているために、何もかもが歪んで見えるらしい。哀れなことである。日精上人の記述と、これに対する日因上人の御意の拝考は別に難しいことではない。素直に拝せばよいのである。日精上人は宗旨建立を四月とされながらも、正直に四月とは違う記述の三月とされた御書や他の文献もあることを紹介されている。これに対し日因上人が『三四会合抄』の中で日精上人の宗旨建立に関する記述を取り上げられる箇所は二箇所ある。

一つは『三四会合抄』の大段の第一「正に三月四月の会合を明かす」中の「初めには三月二十八日の真文を引く」中である。ここでは第四世日道上人・第六世日時上人・第十四世日主上人の「三月二十八日」とされる記述

を列举されているのである。そしてこれに対する異文として日精上人の四月との記述を挙げられるのである。ここでは日因上人が「近代日精上人の御年譜の上に四月二十八日と曰う也」と述べられた後、日精上人が四月説に立たれたことは大石寺所蔵の『諫曉八幡抄』によると推測され、ついで「古来の伝記を忘れさせたまふ者か。更に詳らかにせよ」と述べられているのである。「古来の伝記を忘れさせたまふ者か」というのは日精上人が異文の三月説を挙げられた中に、日因上人のように第四世日道上人・第六世日時上人・第十四世日主上人の記述を挙げておられないからである。しかし日精上人が御書の『清澄寺大衆中』の三月を異文として挙げておられる以上、三月を全く無視しているともいえないから、その御真意を即断することを避けて「更に詳らかにせよ」と述べられているのである。

貴殿らはこの日因上人の「更に詳らかにせよ」の文字を目を大きく見開いて読むべし。日因上人が自分自身に對して「更に詳しく考えてみる必要がある」と自戒されているのである。都合のいい記述だけ採って、都合の悪いところは切り捨てる。創価学会の伝家の宝刀「切り文」はここでも活躍している。

つぎの箇所は『三四会合抄』の大段の第一「正に三月四月の会合を明かす」中の「次には四月二十八日の正文を引く」の中である。ここではその六番目に日精上人の『日蓮聖人年譜』の文を引かれている。ただし、日因上人の日精上人の記述に対する見解は前段と同様であるが、日精上人が『清澄寺大衆中』の三月の御文を異文として挙げられているところまで引用せられている。その上で日精上人が三月と四月の会合はされていないと述べられているのである。三月と四月の会合は日因上人がはじめてされたのであるから、それも当然である。そして六老僧の系統が多く三月に依るのに対して、日精上人が四月を中心とされることについて、「京都・西国・江戸等には多く四月二十八日に依る」と述べられている。要するに日因上人は、日精上人が大聖人の宗旨建立の御指南

に三月も存することを意識しておられるものの、両説の会通まではされていない、と仰せなのである。

しかるに貴殿ら創価学会と離脱僧は、更に日精上人につき、「造仏・一經読誦という、宗史に残る大謗法を犯した悪法主」と呼び、日精上人を謗法者と断定し、「法華經の敵を見て責め罵り」と大聖人が仰せのごとく、正法の敵日精を「責め罵」ることこそ、正しい信心である」とする。そして御法主日頭上人猊下をとことん誹謗し、挙げ句は、「法主と言えども人間であり、誤り多き凡夫である。我々は、信行の模範たりうる法主と仏法破壊の法主とを、厳格に立てわけなければならない」と我れ賢しの僻論を吐いているのである。

日精上人に対する貴殿らの誹謗が全く的是はずれであり、宗内の日精上人に対する誤解はすでに解けていることは先に述べたとおりである。日因上人・日亨上人の日精上人に対する論評は誤解に基づくものであり、日頭上人の御指南によってそれが払拭されたのである。貴殿ら不信心謗法の者には永遠にわからないことである。

さて貴殿らは、例によって「堀日亨上人は『富士宗学要集』第九巻に、「殊に日精の如きは私権の利用せらるる限りの末寺に仏像を造立して富士の旧儀を破壊せる」との一文を記載され、日精の正法破壊を歴史にとどめられている。また日因法主も、「日因云く精師御所存は当家実義と大相違也具に二十六代日寛上人造仏読誦論返答抄末法相応抄に分明也」と書き残し、日精の謗法を呵責するとともに、日寛上人の『末法相応抄』は日精の謗法を破折したものだ、と示唆している」と日因上人・日亨上人の記述を挙げて日精上人を誹謗するが、日因上人・日亨上人の論評が誤解に基づくものであることが判明した現在は、これらの記述が誹謗の材料とならないことは、貴殿らも知悉しているはずである。何の意味もないことを重々承知の上で、しかし宗門を攻撃しなければ自分の立場がなくなるといふ強迫観念から誹謗を繰り返す姿は、まさに創価学会の飼い犬となって宗門に吠えかかる狂犬そのものである。おとなしく創価学会の会館の門前につながれておれと呵しておく。

ただしこの件について一言すれば、要法寺からの九代の御法主上人が宗門を董された慶長元年（一五九六）からの約百年の間はもとより、それ以降も要法寺との通用は続いたのである。当然、御法主上人は富士門家の棟梁として、大石寺と要法寺の全体を一門として董されるわけである。当時の要法寺には大石寺流の正義を信奉された僧俗と日辰流の造読思想に染められた僧俗が混在していた。要法寺との通用とはその全体を善導することを意味するのである。日辰流の邪義がすぐに改められないからと言って、その者を即座に破門するわけにはいかない。大きく包みながら慈折善導していくのである。

日精上人に対する造仏読誦の邪難はこのような状況を見無視するところに生ずるのである。そもそも『開目抄』に、

「末法に撰受・折伏あるべし。所謂、悪国・破法の両国あるべきゆへなり。日本国の当世は悪国か、破法の国かとするべし」
（御書五七六）

と仰せのように、末法にも撰受折伏の二門がある。この末法の撰受と正像の撰受を混同して、単に撰受は謗法と考えるのは行き過ぎである。四悉檀のうち世界・為人は撰受だからである。敬台院の法詔寺建立の時の造仏に対する真俗の批判とそれに対する日精上人の反論を綴られたのが『随宜論』であるが、この御化導に対する門徒の真俗の疑難は一面当然ともいえるが一面未熟ゆえの行き過ぎであることも事実である。

また要法寺の寿円日仁や北山日要も日精上人が造仏をしたかのように言うが、彼らの記述は大石寺誹謗を目的としたものであることを考慮しなければならない。

日因上人の誤解はこれらに御自身の『日蓮聖人年譜』の誤読が加わったものである。日因上人の記述の中には日精上人が関東や奥州の寺に造仏したかのような記述があるが、これも一考の余地がある。なぜならば日因上人

が出家され御法主として活躍された時代は、要法寺との通用もすでに百年が経過して、要法寺に対して大石寺からの不造不読の影響が充分に行き渡り、さらに時を得て日寛上人が出られて要法寺の造読を徹底的に破折された後のことだからであり、それに対し日精上人の時代は通用の初めの、最も造読を撰受しながら、不造不読へと漸次教導しなければならぬ時代だったからである。

また新寺建立があればその状況も考えねばならない。弘通者が誰なのか。願主は誰なのか。弘通者任職や帰依する信徒の信条は大石寺系なのか要法寺系なのか。日精上人御自身は『日蓮聖人年譜』で日辰を破折されておられるから、全くの大石寺の正義であられたことは動かない。先にも常泉寺も帰一当初は仏像が存したかもしれないと述べたが、日精上人が新寺建立または帰依させた寺の僧俗に造読があれば、それは日精上人がなされたことになるのである。このように要法寺と通用すれば、要法寺の本末を含むすべての責任が大石寺の御法主上人にかかってくるのである。日因上人の記述に日精上人が造仏したとあれば、記録や伝承等それなりの根拠が存するのであるが、しかしそれをもって日精上人が造読を唱導したとするならば、それは行き過ぎと言わなければならぬのである。

まして貴殿ら腐りきった邪僧どもが、ただ五欲に著した生活のためにこれを悪用することは断じて許されないのである。

十一、「夢根本」は創価学会の言いがかり

最後に、貴殿ら創価学会と離脱僧は、我ら邪義破折班の「大聖人は決して夢に具わる仏法上の意義を否定などされてはいない」「我々の生命は意識・無意識を問わず一念三千の当体であり、夢もまた法界の一分である」との回答に対し、「日蓮大聖人が、歴代先師が、いつ、どこで「夢に具わる仏法上の意義」を根本にされたというのか」などと、トンチンカンな反論を構えてきた。

我ら「邪義破折班」が、いつ、どこで、「日蓮大聖人が「夢に具わる仏法上の意義」を根本にされた」などと述べたか。まともに日本語も解せない、低レベルな貴殿ら創価学会と離脱僧に再度説明しておく。我らが夢の件を持ち出したのは、御法主日頭上人猥下が正月の元旦に、三十年以上前にお止めになったタバコを吸われる夢を二十六年目にご覧になり、絶えて久しい奇夢といい、大事な宗旨建立七百五十年の年の元旦という時期といい、命の奥深くに存する煩惱の頑固さを思い知らされたことと共に、深く心身を慎むべき心境をお話しされたことがあったので、その話をされたことに關して、何も問題はないという意味から、御書における種々の夢の御指南を枚挙したまでである。

日蓮大聖人が夢を根本にされたなどとは、一言も申ししていない。また貴殿らに申しておくことがある。それは貴殿らの第一回目の邪難中に、「唱題中の寝ぼけた「夢」をもとにして「立宗二回説」なる妄説を唱え出した」との言がある。これについては前回の『邪難を粉碎す』においても、「夢の話と三月の法要の理由を一緒にしているのは、誣言も甚だしい」「三月宗旨建立の件は夢の話とは全く関係がない」とはつきり申したように、貴殿らの

言は、事実を曲げる虚言なのである。御法主上人猥下には、一月の二十八日の唱題行の中で、何故三月と四月の宗旨建立が共に二十八日と伝えられているかについてお考えになられていたところ、唱題中に二十八日という日こそ、『清澄寺大衆中』の御文よりして、虚空蔵菩薩への祈念と深い関係があることを、御本尊より不思議な心感として賜ったと仰せられたのである。夢をご覧になったなどは一言も仰せでない。夢とは、正月元旦に、タバコを吸われた夢をご覧になった件であり、二十八日の唱題行中の「三月宗旨建立の件」とは全く関係がないことを、改めて告げておく。

したがって、当方が言いたかったことは、御法主上人猥下がタバコを吸う夢をご覧になって、御自身で煩惱というものは無くなったように深いところに存しているものだと感じられたと仰せになられたことは、夢もそのような煩惱の存在を示すという意味で、法界の働きの一分であると指摘したまでである。「宗旨建立三月二十八日」の心感とはまったく別個の話であることを告げておく。

貴殿らは「およそ貴殿らが長々と列示した御書中の夢の故事は、経論を根本に一念三千の深義を体得された大聖人が、世間一般の夢にも一分の意義が認められることを示されたまでである。諸法実相に約せば、仏法は実相、夢は諸法の一分であり、仏法を根本に夢を判ずることは許されても、夢を根本に仏法を判ずることは本末顛倒なるがゆえに断じて許されない」と論じている。当たり前のことを偉そうに述べる必要はない。当方は「夢を根本に仏法を判ずるべきである」などとは一言も述べていない。貴殿らが勝手に、元旦のタバコの夢の話と、二十八日の唱題行中の心感の話とを、故意か錯覚か知らぬが、混同させているだけのことである。

しかるに貴殿ら創価学会と離脱僧は、「大聖人の御真筆という確たる「経」によらず、また歴代先師の「論」が圧倒的に立宗四月説をとることも無視した。そのうえで自身の寝ぼけた唱題中の夢の「感得」を根本に経論を

解釈し、立宗三月説を強弁したのである。これまさしく、夢を根本に仏法の正邪を判じた慈覚と同轍の謗法行為ではないか」と誹謗している。

何回言ってもわからない者たちだ。貴殿らはここでも御真筆偏重の誤りを述べている。また次に歴代先師の「論」と言うが、その歴代先師の根本は久遠元初の僧宝にまします日興上人であることを忘れたのか。御法主日興上人猥下には、宗旨建立七百五十年の大佳節に当たり、仏宝にまします御本仏日蓮大聖人の『清澄寺大衆中』の御金言と、僧宝にまします日興上人の「宗旨建立三月二十八日」の説を尊重されたまでである。その三宝尊重大報恩行を悪口罵詈するとは、貴殿らは何とも怪しからぬ仏宝僧宝輕視の謗法者達である。さらに、寝ぼけた唱題中の夢の「感得」とは何たる言い草か。何度も日興上人の三月宗旨建立と夢の話とは事実において全く関係がないと言っているではないか。

更に貴殿らは『総勘文抄』を引いて夢についての贅言を述べている。貴殿らが得々と話す程度のごとは、我らには全て分かっている。それよりも貴殿らの不幸は、貴殿ら自身が、九界の生死海の中で、三悪道の虚夢中へ深く沈んでいることであると告げておく。

おわりに

最後に、貴殿ら池田創価学会と離脱僧に対し慈悲の上から、念のために確認する。貴殿らがこの上、あくまでも「日蓮正宗七百年の代々の御法主上人の血脈」を断絶したと言い、御法主日頭上人猊下を「血脈詐称の偽法主」と言い張るのなら、それなりの覚悟をすべきであろう。

すなわち先に貴殿らに送付した当方の『通告書』では、貴殿らの下種三宝尊へのかかる誹謗が、雲仙普賢岳の噴火を端緒として起こった様々な災難の元凶であると指摘した。これに対しても貴殿らはまったく頼り被りで「阿呆を受けた婆羅門」よろしくダンマリを決め込んでいるが、もしこのまま、日蓮正宗の血脈法水を誹謗し続けるなら、必ずや恐ろしい大災難を呼び起こすことを恐怖すべきである。

そこで後々の世に明証を残すために、ここで確認をしておきたい。日蓮大聖人は『三三蔵祈雨事』に、「日蓮仏法をこゝろみるに、道理と証文とはすぎず。又道理証文よりも現証にはすぎず」（御書八七四）と仰せであり、仏法は現証こそが大切である。

かの阪神大震災に際しては、創価学会員の犠牲者が多く出たことは誠にお気の毒なことであった。しかし、仏法の上からはこれを厳然たる現証と見なければならぬ。

血脈仏法の上から見れば、ニセ本尊は当然、三宝破壊の大謗法である。しかし、貴殿らが否定するところの日蓮正宗代々の御法主上人には法体の血脈が厳然と存するのである。よって御法主上人書写の御本尊は、取りも直さず、御本仏日蓮大聖人の御生命にましますことは当然である。その御仏の生命に在す御本尊に対する御不敬こ

そは、実に恐ろしい謗法行為と言わねばならない。

そこで確認したい。平成三年の破門以来、創価学会では、一体全体、日蓮正宗の御本尊をどうしたのか。日蓮正宗の御本尊は総本山より御貸し下げされたものであるが、破門以来、相当の年月が経過したにもかかわらず、今までに、組織的に日蓮正宗の寺院に返納したという話は聞かない。よって創価学会、及び創価学会員が受持していた日蓮正宗の数百体以上の常住御本尊と、何万體もの特別御形木御本尊、何百万體もの御形木御本尊をどの様な形で処置したのか。明確に返事を貰いたい。

先の阪神大震災の前に、関西方面ではドラム缶で日蓮正宗の御本尊を焼いたという情報を聞いた。それが真実かどうか、この際はつきり回答して貰いたい。一切衆生救済の大慈悲の功德聚であり、日蓮大聖人の生命の御当体たる御本尊に対して、退転し、邪悪な不敬の念をもって焼却するなどの謗法があったとすれば、その謗法と災難との関係が、仏法の現証を示す厳然たる証拠ともなる。貴殿らも、現証追求の大切さは初代会長以来、承知していよう。よって御本尊御不敬の状況と、御不敬の御本尊の体数を是非公開するよう要求する。

これは創価学会員も含め阪神大震災の犠牲となられた方々の無念の思いを晴らすためであり、そしてその謗法の恐ろしさを公開する功德を御回向するためでもある。日本国民も、創価学会会員も、これについては是非知りたいところと思うので誤魔化さずに公表すべきであると重ねて通告する。

以上

平成十四年八月六日

御法主日顕上人猊下御登座の日に

一切衆生に血脈仏法の功德を及ぼさんことを祈りて

平成十四年五月十日 発行

編者 日蓮正宗

青年僧侶邪義破折班

静岡県富士宮市上条二〇五七番地